

第 5 回定例会

南部町議会会議録

(決算特別委員会)

平成18年 9 月 6 日 開会

平成18年 9 月 7 日 閉会

南部町議会

第 5 回南部町議会 決算特別委員会会議録目次

第 1 号 (9 月 6 日)

| | |
|----------------|---|
| 出席委員 | 1 |
| 欠席委員 | 1 |
| 説明のため出席した者の職氏名 | 1 |
| 職務のため出席した者の職氏名 | 2 |
| 臨時委員長紹介 | 3 |
| 開会及び開議の宣告 | 3 |
| 委員長の互選 | 3 |
| 副委員長の互選 | 5 |
| 散会の宣告 | 5 |

第 2 号 (9 月 7 日)

| | |
|----------------------------|-----|
| 出席委員 | 7 |
| 欠席委員 | 7 |
| 説明のため出席した者の職氏名 | 7 |
| 職務のため出席した者の職氏名 | 8 |
| 開議の宣告 | 9 |
| 代表監査委員の審査意見報告 | 9 |
| 議案第 1 4 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決 | 1 0 |
| 議案第 1 4 3 号の上程、説明、質疑、討論、採決 | 3 2 |
| 議案第 1 4 4 号の上程、説明、質疑、討論、採決 | 3 5 |
| 議案第 1 4 5 号の上程、説明、質疑、討論、採決 | 3 9 |
| 議案第 1 4 6 号の上程、説明、質疑、討論、採決 | 4 0 |
| 議案第 1 4 7 号の上程、説明、質疑、討論、採決 | 4 1 |
| 議案第 1 4 8 号の上程、説明、質疑、討論、採決 | 4 9 |
| 議案第 1 4 9 号の上程、説明、質疑、討論、採決 | 5 1 |

| | |
|---------------------------------|----|
| 議案第150号の上程、説明、質疑、討論、採決 | 54 |
| 議案第151号の上程、説明、質疑、討論、採決 | 55 |
| 議案第152号の上程、説明、質疑、討論、採決 | 57 |
| 議案第153号の上程、説明、質疑、討論、採決 | 59 |
| 議案第154号の上程、説明、質疑、討論、採決 | 61 |
| 議案第155号の上程、説明、質疑、討論、採決 | 62 |
| 議案第156号の上程、説明、質疑、討論、採決 | 68 |
| 議案第157号の上程、説明、質疑、討論、採決 | 69 |
| 議案第158号の上程、説明、質疑、討論、採決 | 71 |
| 議案第159号から議案第162号の上程、説明、質疑、討論、採決 | 74 |
| 議案第163号の上程、説明、質疑、討論、採決 | 78 |
| 閉会の宣告 | 79 |
| 署名 | 81 |

南部町議会決算特別委員会会議録（第1号）

平成18年9月6日（水）

出席委員（37名）

| | | | |
|-----|---------|-----|---------|
| 1番 | 河門前 正彦君 | 2番 | 高橋 隆博君 |
| 3番 | 川守田 倉松君 | 4番 | 沖田 豊治君 |
| 5番 | 川井 健雄君 | 6番 | 西塚 英夫君 |
| 7番 | 中村 善一君 | 8番 | 佐々木 勝見君 |
| 9番 | 庭田 豊茂君 | 10番 | 夏坂 清蔵君 |
| 11番 | 長根 和夫君 | 12番 | 工藤 幸子君 |
| 13番 | 四戸 清君 | 14番 | 内村 貞子君 |
| 15番 | 工藤 和夫君 | 17番 | 佐々木 幹夫君 |
| 19番 | 日向端 猛君 | 20番 | 立花 寛子君 |
| 22番 | 大久保 俊和君 | 24番 | 滝田 米作君 |
| 25番 | 川守田 稔君 | 26番 | 佐々木 金嘉君 |
| 27番 | 工藤 久夫君 | 28番 | 坂本 正紀君 |
| 30番 | 河端 幸蔵君 | 31番 | 相田 耕作君 |
| 32番 | 山口 博个君 | 33番 | 沼畑 繁君 |
| 34番 | 小笠原 義弘君 | 35番 | 佐々木 元作君 |
| 36番 | 伊達 一夫君 | 37番 | 金沢 和夫君 |
| 39番 | 東 寿一君 | 40番 | 宮野 正君 |
| 41番 | 西塚 芳弥君 | 42番 | 野田 清八君 |
| 43番 | 佐々木 由治君 | | |

欠席委員（1名）

18番 馬場 又彦君

説明のため出席した者の職氏名

町 長 工藤 祐直君 助 役 赤石 武城君

| | | | |
|------------|----------|------------|----------|
| 収入役兼掌助役 | 馬場 宏 君 | 総務課長 | 坂本 勝二 君 |
| 企画課長 | 奥瀬 敬 君 | 財政課長 | 堀内 富士夫 君 |
| 税務課長 | 坂本 好孝 君 | 住民生活課長 | 小野寺 直和 君 |
| 福祉課長 | 立花 和則 君 | 健康増進課長 | 佐々木 博美 君 |
| 環境衛生課長 | 神山 不二彦 君 | 農林課長 | 西塚 友雄 君 |
| 商工観光課長 | 有谷 隆 君 | 建設課長 | 西野 耕太郎 君 |
| 福地総合サービス課長 | 川井 和男 君 | 名川総合サービス課長 | 田村 淑延 君 |
| 南部総合サービス課長 | 山口 裕貢 君 | 出納室長 | 坂本 與志美 君 |
| 名川病院事務長 | 堀合 悦夫 君 | 老健なんぶ事務長 | 佐々木 利文 君 |
| 市場長 | 堀内 誠悦 君 | 総務課総務推進監 | 小萩沢 孝一 君 |
| 教育長 | 角濱 清輝 君 | 学務課長 | 佐々木 秀雄 君 |
| 社会教育課長 | 工藤 光行 君 | 農業委員会事務局長 | 後村 森夫 君 |
| 代表監査委員 | 松本 陽一 君 | | |

職務のため出席した者の職氏名

| | | | |
|------|-------|-----|-------|
| 事務局長 | 中野 雅司 | 主 幹 | 板垣 悦子 |
| 主 査 | 岩間 孝幸 | | |

○事務局長（中野雅司君） 先ほどの本会議におきまして議長から決算特別委員長及び副委員長の互選を行うための委員会の招集がございました。

臨時委員長紹介

○事務局長（中野雅司君） 委員長が互選されるまでの間、委員会条例第10条第2項の規定によりまして、年長の委員が委員長の互選に関する職務を行うことになっておりますので、出席委員の中で年長の工藤和夫委員をご紹介申し上げます。工藤和夫委員は臨時委員長席へお願いいたします。よろしくお願いいたします。

（臨時委員長 工藤和夫君 臨時委員長席に着く）

○臨時委員長（工藤和夫君） 紹介をいただきました工藤和夫でございます。本日招集されました決算特別委員会の開会に当たり、委員会条例第10条第2項の規定によって、私が臨時に委員長の職務を行うことになりました。委員長が互選されるまでの限られた時間ではありますが、委員各位のご協力によりまして、無事任務を果たしたいと思っております。何とぞ格段のご協力を賜りますようお願い申し上げます。

開会及び開議の宣告

○臨時委員長（工藤和夫君） ただいまの出席委員数は37人でございます。定足数に達しておりますので、これより決算特別委員会を開会いたします。

（午後1時51分）

委員長の互選

○臨時委員長（工藤和夫君） これより委員長の互選を行います。

お諮りいたします。互選の方法は指名推選にいたしたいと思っております。これにご異議ございませ

んか。

(「異議なし」の声あり)

○臨時委員長(工藤和夫君) ご異議なしと認めます。

よって、互選方法は指名推選により行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法は年長委員である私が指名することにいたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○臨時委員長(工藤和夫君) ご異議なしと認めます。

よって、年長委員である私が指名することに決定いたしました。

指名いたします。決算特別委員長に山口博个君を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名いたしました山口博个君を決算特別委員長に選任することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○臨時委員長(工藤和夫君) ご異議なしと認めます。

よって、決算特別委員長に山口博个君が選任されました。

ただいま決算特別委員長に選任されました山口博个君が本委員会に出席されておりますので、本席から当選の告知をいたします。

以上をもちまして私の職務は終わりました。

委員長と交代いたします。ご協力まことにありがとうございました。山口博个君、委員長席に着席をお願いいたします。

(山口博个君 委員長席に着く)

○委員長(山口博个君) ただいま決算特別委員長に選任をされました山口です。大変ありがとうございます。議員になって皆さんからご賛同をいただき、もう少し議員の職責を勉強せよと、そういうことかなと今感じました。一生懸命務めます。皆様のご理解とご協力を最後までお願いいたします。

副委員長の互選

○委員長（山口博个君） それでは、ただいまより副委員長の互選を行います。

お諮りいたします。互選の方法は指名推選にいたしたいと思ひます。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（山口博个君） ご異議なしと認めます。

よって、互選の方法は指名推選により行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法は小職委員長が指名することにいたしたいと思ひます。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（山口博个君） ご異議なしと認めます。

よって、小職が指名することに決定いたしました。

指名いたします。決算特別委員会副委員長に佐々木幹夫君を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名いたしました佐々木幹夫君を決算特別委員会副委員長に選任することにございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（山口博个君） ご異議なしと認めます。

よって、決算特別委員会副委員長に佐々木幹夫君が選任されました。

ただいま決算特別委員会副委員長に選任されました佐々木幹夫君が本委員会に出席をされております。本席から当選の告知をいたします。

散会の宣告

○委員長（山口博个君） お諮りいたします。

本日はこの程度にとどめ、散会いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(山口博个君) ご異議なしと認めます。

よって、本日はこれで散会することに決しました。

なお、明日9月7日は、午前10時から本委員会を再開いたします。

本日はこれにて散会します。ご苦労さまでした。

(午後2時00分)

南部町議会決算特別委員会会議録（第2号）

平成18年9月7日（木）

出席委員（38名）

| | | | |
|-----|----------|-----|----------|
| 1番 | 河門前 正彦 君 | 2番 | 高橋 隆博 君 |
| 3番 | 川守田 倉松 君 | 4番 | 沖田 豊治 君 |
| 5番 | 川井 健雄 君 | 6番 | 西塚 英夫 君 |
| 7番 | 中村 善一 君 | 8番 | 佐々木 勝見 君 |
| 9番 | 庭田 豊茂 君 | 10番 | 夏坂 清蔵 君 |
| 11番 | 長根 和夫 君 | 12番 | 工藤 幸子 君 |
| 13番 | 四戸 清 君 | 14番 | 内村 貞子 君 |
| 15番 | 工藤 和夫 君 | 17番 | 佐々木 幹夫 君 |
| 18番 | 馬場 又彦 君 | 19番 | 日向端 猛 君 |
| 20番 | 立花 寛子 君 | 22番 | 大久保 俊和 君 |
| 24番 | 滝田 米作 君 | 25番 | 川守田 稔 君 |
| 26番 | 佐々木 金嘉 君 | 27番 | 工藤 久夫 君 |
| 28番 | 坂本 正紀 君 | 30番 | 河端 幸蔵 君 |
| 31番 | 相田 耕作 君 | 32番 | 山口 博个 君 |
| 33番 | 沼畑 繁 君 | 34番 | 小笠原 義弘 君 |
| 35番 | 佐々木 元作 君 | 36番 | 伊達 一夫 君 |
| 37番 | 金沢 和夫 君 | 39番 | 東 寿一 君 |
| 40番 | 宮野 正 君 | 41番 | 西塚 芳弥 君 |
| 42番 | 野田 清八 君 | 43番 | 佐々木 由治 君 |

欠席委員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

| | | | | | |
|---------|----|---------|------|---------|---------|
| 町 | 長 | 工藤 祐直 君 | 助 | 役 | 赤石 武城 君 |
| 収入役兼掌助役 | 馬場 | 宏 君 | 総務課長 | 坂本 勝二 君 | |

| | | | |
|------------|----------|------------|----------|
| 企画課長 | 奥瀬 敬 君 | 財政課長 | 堀内 富士夫 君 |
| 税務課長 | 坂本 好孝 君 | 住民生活課長 | 小野寺 直和 君 |
| 福祉課長 | 立花 和則 君 | 健康増進課長 | 佐々木 博美 君 |
| 環境衛生課長 | 神山 不二彦 君 | 農林課長 | 西塚 友雄 君 |
| 商工観光課長 | 有谷 隆 君 | 建設課長 | 西野 耕太郎 君 |
| 福地総合サービス課長 | 川井 和男 君 | 名川総合サービス課長 | 田村 淑延 君 |
| 南部総合サービス課長 | 山口 裕貢 君 | 出納室長 | 坂本 與志美 君 |
| 名川病院事務長 | 堀合 悦夫 君 | 老健なんぶ事務長 | 佐々木 利文 君 |
| 市場長 | 堀内 誠悦 君 | 総務課総務推進監 | 小萩沢 孝一 君 |
| 教育長 | 角濱 清輝 君 | 学務課長 | 佐々木 秀雄 君 |
| 社会教育課長 | 工藤 光行 君 | 農業委員会事務局長 | 後村 森夫 君 |
| 代表監査委員 | 松本 陽一 君 | | |

職務のため出席した者の職氏名

| | | | |
|------|-------|-----|-------|
| 事務局長 | 中野 雅司 | 主 幹 | 板垣 悦子 |
| 主 査 | 岩間 孝幸 | | |

開議の宣告

○委員長（山口博个君） ただいまの出席委員数は38人でございます。定足数に達しておりますので、これより決算特別委員会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

○委員長（山口博个君） 本委員会に付託されました議案第142号から議案第163号までの平成17年度南部町一般会計及び特別会計歳入歳出決算認定について22件を一括議題といたします。

代表監査委員の審査意見報告

○委員長（山口博个君） ここで代表監査委員から決算審査の意見を求めます。松本陽一君。

（代表監査委員 松本陽一君 登壇）

○代表監査委員（松本陽一君） 皆さん、おはようございます。それでは、平成17年度南部町各会計歳入歳出決算審査をご報告申し上げます。

今回の審査対象は、新町発足後の平成18年1月から3月までの各会計の決算であります。審査の期間は、平成18年8月8日、10日、11日の3日間実施いたしました。審査に当たりましては、各会計歳入歳出決算書、決算事項明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書及び基金の運用状況を示す書類について、関係法令に準拠して作成されているか、その内容及び計数が関係帳簿、諸証拠書類と符合し、かつ適正であるか等に主眼を置いて実施いたしました。なお、合併後の平成17年度途中からの決算であることから、年度対比の分析は行わないものとし、決算の正確性を中心に審査を実施いたしました。

それでは、本日の決算特別委員会の審査に当たり、決算の概要及び意見を申し上げます。一般会計は、歳入総額42億807万4,000円、歳出総額39億9,246万3,000円で歳入歳出差引額は2億1,561万1,000円の黒字であります。翌年度への繰越明許費繰越額が205万8,000円ありますの

で、実質収支額は2億1,355万3,000円となり、そのうち減債基金へ5,700万円、財政調整基金へ5,000万円を積み立てしております。

歳入における収入未済額は町民税、固定資産税、住宅使用料が特に多く、このことは善良なる納税者、負担義務者の不均衡が生ずることとなりますので、その解消に最大限の努力をお願いするところでございます。また、現年度分についても収納状況等を定期的にチェックするなど、滞納を未然に防止する方策をとっていただくよう切望するものであります。

歳出は、決算額と予算額の比較差が2億5,788万1,477円であります。翌年度繰越額3,267万円を除いた実質の不用額は2億2,521万1,477円あります。実質の予算執行率は94.7%となっております。基金の運用状況は、全般的に順当な運用管理がなされております。平成17年度末の現金残高は町村合併に比べて1億2,314万2,000円の増となっておりますが、旧3町村の平成16年度末現在高合計額と比較いたしますと3億8,375万8,000円の減となっております。

次に、特別会計でございますが、各特別会計の総歳入総額40億2,272万9,000円、歳出総額が38億5,010万2,000円でございます。歳入歳出差し引き総額1億7,262万7,000円となり、年度途中からの決算ではありますが、堅実な予算執行によって黒字決算となっております。また、国民健康保険名川病院事業会計につきましても収益的収支及び資本的収支とも黒字決算となっており、収入面、支出面においても経営の健全化が図られ、適正に予算執行されております。なお、国保、介護保険、町営市場の収入未済額については、徴収計画をもとに未納解消に期待いたしますのでございます。全会計の審査の詳細につきましては、皆様のお手元に配付しております意見書のとおりでございますので、説明は省略させていただきます。

以上の審査の結果、審査に付された決算書等は、関係法令に準拠して作成されており、かつその計数は関係諸帳簿及び証拠書類と符合し、正確であると認められました。当該年度の決算は、合併による年度途中3カ月分の予算執行でありましたが、緊縮財政にもかかわらず、全般的に経費節減に取り組んでおり、町当局の努力を評価したいと思います。今後とも行財政運営に当たっては、合理化、効率化に努め、財政基盤を強化し、町民の福祉の一層の向上を図られるようご期待申し上げまして、平成17年度各会計歳入歳出決算審査の報告といたします。

○委員長（山口博个君） ご苦労さまでした。代表監査委員の報告が終わりました。

議案第142号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（山口博个君） 議案第142号、平成17年度南部町一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。本案について、歳入歳出決算を一括して説明を求めます。収入役兼掌助役。

○収入役兼掌助役（馬場宏君） 説明に入ります前に、皆さんの手元に平成17年度南部町一般会計歳入歳出決算書説明資料、3枚ものがございますが、配付してございますので、それに基づいて説明したいと思います。

それでは、名川町、南部町、福地村が合併し、新南部町が誕生した平成18年1月1日から3月31日までの3カ月間の平成17年度南部町一般会計歳入歳出決算についてご説明申し上げます。

1ページをごらんください。まず、最後の行の歳入合計欄でございますが、予算現額42億5,034万4,000円、調定額43億5,868万4,278円に対し、収入済額は42億807万3,582円で収入未済額は1億5,061万696円となり、予算現額と収入済額との比較では4,227万418円の減となり、歳入全体の執行率は99.01%となりました。

それでは、歳入の主なるものについてご説明いたします。1款の町税であります。予算現額1億2,824万6,000円、構成比では3.02%であります。調定額の2億7,406万8,767円に対し、収入済額は1億4,258万8,671円となり、収入未済額は1億3,148万96円であります。その主なるものは、町民税の3,393万6,585円、固定資産税の9,480万5,911円、軽自動車税の273万7,600円であります。予算現額に対する収入済額、執行率でございますが、111.18%となっております。

8款の地方交付税であります。予算現額3億4,167万8,000円で、構成比率は8.04%であります。収入済額は、同額の3億4,167万8,000円で、執行率は100%となっております。

10款の負担金及び分担金であります。予算現額3,759万4,000円、調定額3,355万3,492円に対し、収入済額は2,848万7,742円となり、収入未済額の506万5,750円は民生費負担金の保育料保護者負担金で、執行率は75.78%となっております。

11款の使用料及び手数料でございますが、予算現額は4,637万7,000円、調定額の5,475万2,533円に対し、収入済額は4,102万9,683円となり、収入未済額の1,372万2,850円は土木使用料の住宅使用料で、執行率は88.47%となっております。

12款の国庫支出金であります。予算現額3億6,912万6,000円、構成比率は8.68%であり、収入済額は3億6,704万5,532円となり、主なるものは民生費負担金の社会福祉土施設訓練等負担金、土木費国庫補助金の公営住宅整備事業、家賃対策補助金、街なみ環境整備事業補助金であります。執行率は99.44%となっております。

13款の県支出金ですが、予算額5億8,311万2,000円、構成比率は13.72%であり、収入済額は5億6,182万1,880円となり、主なるものは総務費県補助金の市町村合併支援特別交付金、農林水産業費補助金の農業集落排水促進事業補助金、県委託金の畑地帯総合整備事業用地事務委託金であります。執行率は96.35%となっております。

17款の諸収入であります。予算現額11億7,222万4,000円、構成比率では27.58%であり、調定額の11億8,439万4,593円に対し、収入済額は11億8,405万2,593円となり、収入未済額の34万2,000円は奨学資金貸付金であります。また、主な収入は、雑入の旧町村決算剰余金10億8,464万8,141円であり、執行率は101.01%となっております。

18款の町債であります。予算現額12億4,550万円、構成比率は29.3%であります。収入済額は12億2,240万円となり、主なるものは臨時財政対策債、農業施設整備事業債、道路橋梁整備事業債、社会体育施設整備事業債であります。執行率は98.15%となっております。

続きまして、2ページをごらんください。歳出であります。まず、最後の行の歳出合計欄ですが、予算現額42億5,034万4,000円に対し、支出済額は39億9,246万2,523円で、翌年度への繰越明許費繰越額は3,267万円であります。不用額は2億2,521万1,477円、予算現額と支出済額との比較は2億5,788万1,477円で、歳出全体の執行率は93.93%となっております。実質収支に关しましては、歳入歳出差し引き残額は2億1,561万1,059円でございます。そのうち翌年度へ繰り越すべき繰越明許費繰越額の一般財源の額は205万8,000円で、実質収支額は2億1,355万3,059円となり、うち地方自治法第233条の2の規定による基金への繰入額、積立額でございますが、1億7,000万で、その内訳は財政調整基金へ5,000万、減債基金へは5,700万となっております。以上により、翌年度への実質の繰越額は1億655万3,059円となります。

それでは、歳出の主なるものについてご説明いたします。2款の総務費でございますが、予算現額9億7,412万1,000円に対し、支出済額は9億1,948万4,237円です。不用額は5,463万6,763円となり、執行率は94.39%となっております。支出の主なるものでございますが、電算システム統合備品費、里バス運行委託費であります。

3款の民生費であります。予算現額5億4,391万6,400円に対し、支出済額は4億8,978万7,302円で、不用額は5,412万9,098円となります。執行率は90.05%となっております。支出の主なるものは、障害者福祉扶助費、児童手当、広域保育所運営費であります。

4款の衛生費であります。予算現額3億5,510万9,000円に対し、支出済額は3億4,250万4,043円で、不用額は1,260万4,957円となり、執行率は96.45%となっております。支出の主なるものでございますが、ごみ収集委託費、環境、じんかい事務組合負担金であります。

6 款の農林水産業費であります。予算現額 3 億6,524万6,000円に対し、支出済額は 3 億3,505万6,059円です。うち繰越明許費繰越額は農産物直売施設整備事業費の1,690万であります。不用額は1,328万9,941円となり、執行率は91.73%となっております。支出の主なるものは、県営畑地帯総合整備事業債、経営農村振興整備事業費であります。

8 款の土木費であります。予算現額 2 億6,094万4,000円に対し、支出済額は 2 億3,296万3,447円で、うち繰越明許費繰越額は街なみ環境整備事業費の1,407万円であり、不用額は1,391万553円となり、執行率89.28%となっております。支出の主なるものは、除雪作業費、道路改良工事費、住宅建設費であります。

10 款の教育費でございますが、予算現額 4 億770万3,000円に対して、支出済額は 3 億8,003万1,659円で、不用額は2,767万1,341円となり、執行率は93.21%となっております。支出の主なるものは、統合名川南小学校改修工事費、ふるさと運動公園整備費であります。

11 款の災害復旧費であります。予算現額405万2,000円に対し、支出済額は4,000円で、うち繰越明許費繰越額は公共土木施設災害復旧費で170万円であり、不用額は234万8,000円となっております。

12 款の公債費であります。予算現額 9 億3,913万1,000円に対し、支出済額は 9 億2,150万8,202円で、不用額は1,762万2,798円となり、執行率は98.12%となっております。

また、財産に関する調書でございますが、別に配付してございます平成17年度南部町決算書115ページから120ページまで掲載してございますので、ごらんください。なお、決算書各項目の詳細につきまして、ご質問に応じ、関係課長から説明を申し上げます。

以上、簡単であります。平成17年度南部町一般会計歳入歳出決算の概要説明を終わります。

○委員長（山口博介君） 一般会計決算の説明が終わりました。

これより質疑に入りますが、質問される方は挙手と同時に議席番号を告げて、質問する決算書、または決算資料のページを述べてから質問をお願いいたします。

なお、一般会計決算の質疑は、歳入と歳出を分けて行います。

それでは、一般会計の歳入決算について質疑を許します。20番、立花寛子君。

○20番（立花寛子君） まず、決算書ですが、決算書の16ページに当たります地方交付税についてお尋ねいたします。

今後の見通しでございますが、3 町村合併したわけですので、3 町村分の地方交付税が入って

くるのでしょうか。人口がふえたわけですから、期待できるのではないのでしょうか。この点をお聞きいたします。

○委員長（山口博个君） 財政課長。

○財政課長（堀内富士夫君） ただいま交付税についてのご質問がございましたが、私ども3町村合併になりまして、交付税制度上は合併しない前の交付税の試算額と合併後の試算額を出しまして、どちらが多いかということで、多い方が普通交付税として交付される仕組みになってございますので、人口あるいは面積等と、いろんな積み上げの中で交付税が算出されるわけですが、合併町村に関しては額の多い方を交付するという仕組みになってございます。

以上でございます。

○委員長（山口博个君） 20番、立花寛子君。

○20番（立花寛子君） はっきりした金額をお聞きしたいのですが、そうしますと今の説明のとおり、政府は合併市町村に対して、合併後10年間は旧市町村ごとに合併しなかった場合の地方交付税額を毎年度計算して、その合算額を下回らないようにして、これを合併支援策として宣伝してきたと理解しておりますが、確かな地方交付税額が確定されるのはいつになるのでしょうか。

また、どの程度の予想を立てておられますか。お聞きいたします。

○委員長（山口博个君） 財政課長。

○財政課長（堀内富士夫君） 今決算の中での交付税というお話になるのですが、将来の話ということですので、18年度において普通交付税額が決定を見ておりますので、その額を申し上げますと新南部町におきましては43億7,393万4,000円という交付決定額を見ております。その中で、合併支援策の中において、合併した場合の合併の特例加算というのがございまして、およそ7億強の額がこの中に含まれておるということの結果でございます。18年度の交付税の額を今申し上げました。決算の中では、またこれは17年度の決算でございますので、また別の話になってございます。

以上でございます。

○委員長（山口博个君） 20番、立花寛子君。

○20番（立花寛子君） 今お話しされました43億余円という地方交付税の金額は、財政を預かる皆さん方としてはどのような理解、どのようなお気持ちをお持ちでしょうか。厳しいというお気持ちなのか、よかった、これは大変よい数字だというふうな理解なののでしょうか。

○委員長（山口博个君） 財政課長。

○財政課長（堀内富士夫君） 合併しなかった場合の試算と、また合併した後の試算ということでいろいろと比較がなされるわけですが、合併したの中において、先ほど申しました合併のための増加、需要額を交付税の中に算入していただいております。7億ちょっとの額でございます。これがもし合併しなかった場合、この額が増加、需要額として算入されないこととなりますので、相当なダメージがあったと、こう思います。交付税は、国の財政計画によりましてマイナス6%とか、7%とか、毎年度国と地方の財政の協議の中で、地財対策と申しますけれども、その中で決定されるわけですが、年々交付額が減少していることは確かでございます。これは、国の景気対策の中での交付税の原資、いわゆる所得税、酒税法人税、たばこ税、消費税等々が国の収入額において増加していないと。ただし、景気の増高になれば、法人税あるいは所得税が増加になりますが、これがもろに交付税の出口ベースとして交付税特会の方へ丸々入ってくればいいのですが、それらについても減額、もしくは交付税特会において過去に発行した起債の償還などなどに充てられて、実際に私ども公共団体に交付される出口ベースにおいてはますます狭くなっているということでございますので、動向を見きわめるには大変不安な要素を抱えておるのが状況でございます。

以上でございます。

○委員長（山口博个君） ほかに質疑ございませんか。12番、工藤幸子君。

○12番（工藤幸子君） 歳入の21ページ、福地運動公園使用料と、こうあるのですけれども、運動公園も使用料ということは、どんな場合の使用料なののでしょうか。

○委員長（山口博个君） 社会教育課長。

○社会教育課長（工藤光行君） 福地運動公園の使用料ということでございますが、公民館でも使用料というのもあり、それと同じ考えを持っていただければ、運動するときに使うときの使用料ということになりますので。大丈夫でしょうか。使用料、町内の人とかあるのです。町内の人の使用料、使用するときとか、町外とかというのが。福地の運動公園の場合は、野球場とか、そういうのがありますので、そういうときに使用するとき使用料が取られるということになります。

○委員長（山口博个君） 12番、工藤幸子君。

○12番（工藤幸子君） それはわかりますけれども、屋内の場合だと電気料とかかかるという、そういう、まず暖房とかということ考えられるのですけれども、夜間の照明とか、そういうのがかかるので、使用料を取っていると、そういうことですか。

○社会教育課長（工藤光行君） もあります。

○12番（工藤幸子君） そうですか。わかりました。

○委員長（山口博个君） ほかに質疑ございませんか。36番、伊達一夫君。

○36番（伊達一夫君） 教育関係、きのうも質問したのですが、あれは補正予算の関係でしたが、今度は101ページですか、学校管理費の中の耐震診断業務に798万円かかっておるわけですが、その結果をひとつお知らせ願いたいと。

○委員長（山口博个君） 伊達さん、今歳入をやっていました。歳入の方を先にやりましょう。

○36番（伊達一夫君） 歳入。では、この意見書の中に、歳入の関係、住宅使用料とか、保育料の未収ですか。未収額が相当多いのですが、毎年このような未収額になっているのかどうか、ひ

とつお聞きいたします。恐らく回収には、相当苦労していると思うのですが、回収方法もできたらひとつお願いしたい。

○委員長（山口博介君） 建設課長。

○建設課長（西野耕太郎君） 歳入の21ページをお開き願いたいと思いますけれども、今伊達議員の質問ですけれども、収入済額、ここ6目土木使用料の中の2節住宅使用料、3節住宅使用料滞納繰り越し分とありますけれども、ここの収入済額と、それから収入未済額のところを見ていただきますと2節の住宅使用料391万500円、未済額。それから、3節の住宅繰り越し分ですけれども、973万450円とあります。この内訳ですけれども、名川地区、それから南部地区の住宅使用料の滞納繰り越し、それから現年度の未済額というのでございます。福地地区には、住宅の使用料については滞納繰り越し等はございません。これは、現年度におきましては、まだ未済額はありますけれども、滞納繰り越し分についての973万450円の中の内訳は名川地区と南部地区ということになります。その内訳ですけれども、名川地区が現在この時点で835万4,350円の滞納繰り越し、それから南部地区が137万6,100円ということで973万450円、それから現年度、17年度の未納額ですけれども、名川地区が263万1,000円、それから南部地区が102万4,000円というふうになってございます。これにつきましては、名川の場合ですけれども、職員がそれぞれ請求を出して督促をしておりますけれども、なかなか入っている方々、低所得者ということもございまして、回収がなかなか困難な状態もあります。その中で、特に名川の場合ですけれども、全部の世帯数ですけれども、まず世帯数が60世帯、滞納繰り越しをしております。その中で、今現在名川の場合ですけれども、10世帯がもういないと、もう退去しているということで、この方々に対しても請求はしているのですけれども、この中にさらに7世帯がもう行方不明の状態だということもございまして、今後この世帯の方々については不納欠損の処理をしていかなければならないのかなと。

それから、現在住宅は満室になっておりますけれども、今現在の方々については、福地地区が何で滞納者が少なかったかという理由なのですけれども、保証人の方々がすべて親族の方々を福地地区はやっております。名川地区、南部地区については、旧ですけれども、会社員の方とか、それから友人とかの方々を保証人につけた関係もございまして、なかなか保証人の方からも督促してももらえないということもございまして、今現在は保証人の方々については親族を充てるようにということでお願いしております。そういうことで、大変滞納額がございまして、建設課としては職員一丸になって、低所得者ということもございまして、やはり人権といいますが、

住居する居住権もありますので、そんなに取り立てて、そんなに強くもできないと。要するに、税と違いますので、納めていただくようにということをお願いしながらやっております。その中で、実際新町になりまして3名の方々に、これは名川ですけれども、強制退去ということで明け渡し請求をして、現実に3世帯の方は退去しております。これは、ちょっと悪質な経緯ということで、それからもう子供さんもいないし、本来住宅に困窮するような方でない方については明け渡しを請求して、3世帯の方には退去していただいた例もあります。

以上です。

○委員長（山口博个君） 福祉課長。

○福祉課長（立花和則君） 保育園の収入未済額につきましては、旧3町村の16年度の決算と比較しまして、17年度、この期間の滞納額がちょっとそのときよりはこの期間の方が多いという状況になってございます。収入未済額の回収といいますが、徴収につきましては、各保育園に子供さんを迎えに来るときに、園長あるいは職員の方々から声かけをしていただいて、滞納になっていきますので、よろしく願いいたしますということもやっておりますし、また福祉課としても滞納のお知らせということで文書、それから納付書を発送して回収に努めているところでございます。

以上です。

○委員長（山口博个君） ほかに質疑ございませんか。12番、工藤幸子君。

○12番（工藤幸子君） 消防費ですけれども、8,035万9,000円の予算現額に対して、不用額が333万八千三百四十幾らと、こうあるわけですけれども、できるだけ不用額を早く、済みません。歳出です。いえ、いいです。

○委員長（山口博个君） 一般会計の歳入をやっています。どうぞ間違わないように。あとございませんか。14番、内村貞子君。

○14番（内村貞子君） 21ページの南部町民体育館の使用料の有料、無料の区別をお知らせください。

○委員長（山口博个君） 社会教育課長。

○社会教育課長（工藤光行君） 町民体育館の無料は、町内の方はただで、町外の方はお金を取るということになっております。

○委員長（山口博个君） ほかにございませんか。27番、工藤久夫君。

○27番（工藤久夫君） 30、31ページの財産貸付収入というのが真ん中ぐらいにあるのですが、土地貸付収入と建物貸付収入とございますが、これは主なのはどういふこの代金なのか、説明をお願いします。

○委員長（山口博个君） 財政課長。

○財政課長（堀内富士夫君） 31ページのところの土地貸付収入、それから建物貸付収入、土地につきましては396万9,000円ほど、それから建物につきましては308万9,000円ほどであります、これは南部地区のぼたんの里においてデイケア部分、これは南部病院の方で事業所を展開しているわけですが、南部病院さんの方へ貸しているデイケアの部分、ぼたんの里の建物の、済みません、土地の方を先に申し上げます。土地の方を先に申し上げますけれども、ぼたんの里の下手にある駐車場ありますけれども、そこを南部病院に一部貸しております。その駐車場の部分、それからもう一つが剣吉駅にあります駐車場の部分、それから名川地区の雇用促進住宅における駐車場の部分などが土地貸付料の主なものでございます。

一方、建物貸付収入でございますが、先ほど申しました南部地区のぼたんの里、いわゆる保健福祉センターでありますけれども、その中の一部分をデイケア部分の事業所として展開しておりますので、その部分を財産貸付収入条例によって面積等々でもって計算し、納付していただいているのが建物貸付収入の主なものでございます。

以上でございます。

○委員長（山口博个君） ほかにございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○委員長（山口博个君） 質疑なしと認めます。これにて一般会計の歳入決算についての質疑を終結いたします。

次、一般会計の歳出決算について質疑を許します。質疑ございませんか。20番、立花寛子君。

○20番（立花寛子君） まず、決算書のページ数は110ページ、公債費 9 億3,913万1,000円についてであります。今回の決算は1月から3月までの中での決算、数字のやりとりということをお話されましたが、この数字について、どう見ればよいのか、まず教えていただきたいわけでありませう。

それとともに、南部町各会計歳入歳出決算審査意見書の70ページもどのように解釈すればよろしいでしょうか。お知らせください。

○委員長（山口博个君） 財政課長。

○財政課長（堀内富士夫君） 公債費のお尋ねでありますけれども、歳出の公債費であります。公債費は大体年に半年賦払いという制度で借り入れしております。おおよそほとんどが9月償還日、それから3月の償還日、それと二つに分かれておりますので、今回の決算においては1月から3月までの決算でございますので、旧3町村を持ち合わせた分の3月償還日の分が決算書の記載の額でございます。

○委員長（山口博个君） 社会教育課長。

○社会教育課長（工藤光行君） 決算書の111ページの保健体育施設整備費のところでしょうか。9,513万1,050円というところでしょうか、立花委員さん。そこですと、ふるさと運動公園多目的球技場の整備工事、それから設計監理ということで、これは17年度、12月前に、今回の決算は1月から3月ですが、11月前に40%工事費をお支払いしてありまして、残りの分を1月から3月の間に支払いをしたということになりますので、おわかりでしょうか。

以上です。

○委員長（山口博个君） ほかにございませんか。20番、立花寛子君。

○20番（立花寛子君） そうしますと、本来の公債費の総額は、現在幾らになっているのでしょうか。

○委員長（山口博个君） 財政課長。

○財政課長（堀内富士夫君） 今の公債費の償還のお話ですけれども、3町村合併しての決算を出しております。その中での公債費、いわゆる借入金の償還額であります。決算ベースで申し上げますと3町村合計、9月償還、3月償還もろもろ合計した額であります。18億6,711万2,000円という決算額でございます。これは、年度を通した決算額でございます。

以上でございます。

○委員長（山口博个君） ほかに質疑ございませんか。20番、立花寛子君。

○20番（立花寛子君） まず、この13億という数字を頭に入れておきたいと思いますが、次に財政を見る上で指標になる数字でよく使われる経常収支比率というものがありますが、その内容とパーセンテージをお知らせください。

○委員長（山口博个君） 財政課長。

○財政課長（堀内富士夫君） 経常収支比率という率は、財政の構造の弾力化、どのような硬直化を示しているかという指標でありまして、17年度、普通会計ベースにおきまして、これは旧町村合算したベースでございますが、経常収支比率が94.0%。前年度におきましては、92.7%ですので、1.3ポイントの悪化ということでございます。94.0%ですので、あと6%の額はいかにと、こういう議論になりますけれども、17年度において経常一般財源、いわゆる交付税、あるいは税、あるいは譲与税交付金等々、経常的に入ってきます経常一般財源が64億5,280万8,000円ございました。

よって、このギャップ分の6%を掛けてみますと3億8,716万8,000円、3億8,000万ほどがいわゆる使途的におおよそフリーハンドで歳出に対応できる可能額と、こういう少ない額でしか歳出化できないお金でございます。よって、苦しい財政状況でありますので、財政運営に関しては

基金の取り崩しだとか、あるいは大型事業に関しては起債の発行だとか、そういった財源を調達いたしまして年度間の予算を執行しているという、こういう厳しい状況の財政状況でございます。

○委員長（山口博个君） ほかに質疑ございませんか。20番、立花寛子君。

○20番（立花寛子君） 今の財政収支比率は、弾力性がなくなっているとか、健全でないとか、よく言われているわけですが、94%の考え方なのでしょうけれども、まずその数字だけを見ては見誤りますので、性格別歳出のうち人件費や扶助費、公債費などが、まず経常的に出ていく経費で、自治体の財源に占める割合ということが経常収支比率だと思いますが、経常収支比率を上げている性質別歳出は一体何なのかなということになりますと、やはり今説明のあったように、公債費ではないのかなという議論になるのではないのでしょうか。

ところで、今以上に私は福祉や教育に力を入れてほしいと考えているわけでありますが、そうすると数字は94%から上がっていくのかもしれませんが、住民には喜ばれるのではないのでしょうか。この点、町長は、どのようにお考えでしょうか。

○委員長（山口博个君） 町長。

○町長（工藤祐直君） 公債費率というのは、年度の額によっても比率が変わってくるわけです。今担当課長からも言いましたが、経常収支比率、これが高いと、いわゆる事業をするときにやる範囲が少なくなるわけです。ですから、ここをまず下げていきたいと、これは私の初日の就任したときもお話をしましたけれども、ここを下げていくと初めてそういう今議員さんがおっしゃったように、事業にも展開してこれるわけございまして、その大きな要因としては確かに経常収支の中で人件費、扶助費、こういうものが、扶助費も非常に今ふえてきております。そこに公債費が入っていると。一番大事なのは、まず財政の安定化を図るためには町債、いわゆる借り入れです。借入額より公債費、この公債費が多いとなると、事業展開が難しいわけです。ですから、できるだけ早く正常な段階にしていくために一時公債費が上がるときがありますけれども、これは逆に安定化を図るために行っていくものでございますから、いろいろな部分で経常収支部分だけではなくて、議員の皆様からもいろんな要望があります。そういう部分、要望をやっていくと、どうしても事業がふえる。100%の事業というのはないわけですから、必ず借り入れもしなければならぬ。そこを押さえながらこうやっていかなければならないというのが、いわゆる安定財

政を保ちながらの町づくりだと、こう思っております。

○委員長（山口博个君） 12番、工藤幸子君。

○12番（工藤幸子君） 10ページですけれども、消防費、予算現額が8,000万円ということで、不用額も338万8,345円と、こう出ているわけですが、まだ消防の活用器具等で、未整備のものもあって、例えば河川からの現場での消火のためのホース等もなかなか水を吸収できないという、そういう状態のものもあるようですので、細やかにもう少し点検をしていただいて、できれば消防の設備等は早期にやっていただいた方が、いつどういう事態が発生するかわかりませんので、もう少し細やかに、もしまだできていない部分があれば、早期に活用していただきたいと思いません。よろしくをお願いします。

○委員長（山口博个君） 総務課長。

○総務課長（坂本勝二君） 今回の一般質問でも消防施設整備の関係の質問があって、一度調査をしてございます。それで、必要な部分は、これからもう一回精査しまして、調査をして、各団の方から要望をいただいて整備をしてまいりたいと思います。

それと、大きい施設につきましては、予算、建物とか、自動車の部分については相当な費用を要すると思いますので、これは計画的に進めていかなければならないと思いますので、でも必要な部分についてはこれから財政の方と相談しながら進めてまいりたいと思っております。よろしくをお願いします。

○委員長（山口博个君） ほかにございませんか。36番、伊達一夫君。

○36番（伊達一夫君） 101ページ、教育関係の学校管理費の耐震診断業務に798万円を使っておりますが、その結果について、ひとつお知らせを願います。

○委員長（山口博个君） 学務課長。

○学務課長（佐々木秀雄君） 昭和56年以前建設の建物につきましては、国から耐震診断をやり

なさいという指導を受けており、実施しなければなりません。よって、昭和48年建設の名久井小学校の耐震診断を平成17年9月から平成18年1月までの間に実施したものであります。結果的には、診断の結果、耐震性があり、異常がないという判定を受けました。きのうも補正の中でお話ししましたけれども、昭和56年以前の建物は現在5校、町内にはありますが、これらの学校を耐震化優先度調査をしまして、耐震調査を計画的に進めていくものであります。現在この決算書に出ているものは、名久井小学校の耐震診断の結果であります。

○委員長（山口博个君） 36番、伊達一夫君。

○36番（伊達一夫君） そうすれば、名久井小1校でこれだけの経費がかかったと。

○学務課長（佐々木秀雄君） はい、そうです。耐震診断の場合は、学校の大きさによりますけれども。

○36番（伊達一夫君） あと、それからそうすれば、これから順次また診断していくには、相当金もかかるということだと思いますが、やらなければならないのには町長も金はかけると、こういうことですので、やるべきものはしっかりやっていただきたいと。

それから、この意見書の中に不用額の多い科目が総務費、それから民生費、教育費と、こうあるわけですが、不用額が多いというのは節約してこうなったものか、事業をやらないでこうなったのか、ひとつ大まかにご説明願いたい。

○委員長（山口博个君） 福祉課長。

○福祉課長（立花和則君） まず、3款の民生費の部分でございますが、事業を縮小したり、経費節減ということではございません。ここの部分につきましては、当初見込みよりやはり利用者といえますか、そういう方々の減少があったということでございます。

○委員長（山口博个君） ほかにございませんか。20番、立花寛子君。

○20番（立花寛子君） 公債費の続きでございます。

次に、借金の毎年の返済に要する費用が自治体財政に占める割合を示す指標として、公債費負担比率や起債制限比率というものが使われておりますが、各何%になっておりますか。お知らせください。

○委員長（山口博个君） 財政課長。

○財政課長（堀内富士夫君） 公債費の関係する指標比率の中で、起債制限比率というものがあリまして、これは現年度分と、それから過去3カ年の平均分、これを出してその町村の歳出に占める起債の償還がどのような割合かというものを知るためのものでありますが、これが3カ年平均で14.5%となりました。この起債制限比率というのは、制限という言葉が入っておりますけれども、これが20%を超えますと起債の制限を受けることとなります。その中のメニューとしては、一般単独事業債がもう20%から30%の間ではこの起債は発行できませんよと、こういう仕組みになってございます。30%を超えますと、ほとんどの起債が発行できません。災害復旧事業債のみであって、あと義教債、公営住宅事業債等々がもう発行を制限されます。よって、この比率が高まること、今大体黄色い信号だと思いますが、これを緩和するためには、ではどうすればいいのかなと、こういうことで計画を立てるわけでありましてけれども、いわゆる借入額を抑制すると。そして歳出では起債償還が出てきますので、残高が減少していくという、その中でも起債発行の中でも私どもが考えているのがどうしてもやらなければならない事業に対しては起債発行するわけですが、そのメニューの中で後年度交付税に算入されるようなメニューの起債を重点的に充当していきたいと、そのようなことで健全化を図りながら事業展開しながら大型事業でも平年度化をしながら公債費の額を減らしていきたいと。ちなみに地方債の現在高が17年度193億3,300万ほどございます。前年度194億8,000万ほどでございましたので、1億5,100万ほど減になってございます。0.8%の減でございます。そういったことで償還、それから発行などのバランスを考えながら公債費の比率を適正な方向に進めていくという計画を立ててございます。

以上でございます。

○委員長（山口博个君） ここで11時15分まで休憩いたします。

（午前11時05分）

○委員長（山口博个君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時17分)

○委員長(山口博个君) 質問は、簡潔、明瞭に質問してください。20番、立花寛子君。

○20番(立花寛子君) 公債費の討論、やりとりの途中ではありますが、公債費負担比率は20%で、公債費がその自治体の一般財源に占める割合、起債制限比率は当町では説明のとおり、14.5%、自治体独自の責任で返済しなければならない借金の状況を示す指標です。公債費負担比率は、15%以上が黄色信号、20%以上で赤信号と言われていきますから、当町では赤信号ではないでしょうか。しかし、ここで注意が必要なのは、この元利償還金の中には交付税で措置されるという部分も入っております。公債費負担比率について、これからの動向をどう考えておられるでしょうか。質問します。

○委員長(山口博个君) 財政課長。

○財政課長(堀内富士夫君) もろもろの財政状況の診断する数値でございますけれども、分母となる数値は標準財政規模と申しますが、その中に大宗を占めるのが地方交付税、それから譲与税、それから交付金、それから町税などが分母になるわけです。分母になるべき数字がマイナス傾向にあるということ。そして、分子には、人件費、公債費あるいは扶助費へ充当すべき一般財源を充当して、それを割っていくわけですが、分子の総体な額は減っております。人件費においてもマイナスしております。それから、公債費においても先ほど説明した1億5,100万ほど減額になっております。そういった分子は、私どもの努力で減額あるいは縮減する方策とれるわけですが、分子につきましては国の財政計画、地方財政計画等々で定められてきますので、私どもにとっては分母はどうしようもない数値でございます。よって、ここら辺については、相関関係がどういう関係の考え方が出てまいります。全国市町村、どこでもこういうダメージを食っておりまして、当町には町税が十何%、低い数値でございますので、町長が権能において調定できる町税、あるいは自主的に使える一般財源が厳しいわけでございますから、やはり交付税、譲与税、交付金などなどにすぎるよりないわけです。よって、こういうことが景気の動向が上向いてきますと、所得税、法人税、それから酒税、たばこ税、消費税等々が景気の動向の上向きによって増額要因が出てまいりますと、分母に交付されるべき標準財政規模が当町においても伸びてくるだろうということをひとつ期待しつつ歳出の削減を図っていくのが経済、私ど

もの財政構造の比率を健全化していくということが我々財政を担当する職員の使命であると考えております。

以上、ご理解願いたいと思います。

○委員長（山口博个君） ほかに質疑ございませんか。25番、川守田稔君。

○25番（川守田稔君） 先ほどの工藤幸子議員の質問に関連いたしまして、消防費についてお伺いします。

消防、分団の方々は、町長みずからボランティアな存在とおっしゃるとおり、活動に対しては非常に私からも頭の下がる思いがあるのですが、災害時には出勤するという報酬としてもほんの微々たるものであると私は思っているのですが、であれば災害時に事故があるかもしれない。もしかすれば、命を落とすかもしれないという場合を考えますと、最低限の感謝の気持ちとして保険ぐらいは掛けてやっただけかなものかなと私は思うのです。それは、本人に対して、また想定したくはないですが、遺族に対してという、そういう感謝の気持ちを示すべきではないのかなと思うのですが、関連質問としてお答えください。

○委員長（山口博个君） 総務課長。

○総務課長（坂本勝二君） お答え申し上げます。

まず、消防団員が出勤した場合には、出勤手当として本当に微々たるもので1回1,500円でございます。さらに、今質問がありましたように、けがをしたときとか、そういう、あるいはまた場合によっては命を落とすときもあるかもしれないです。そのようなことがありますので、町の方では消防補償等組合の方に保険は掛けております。ただ、それ以外に単独でということはやってはいないですけれども、今後できるかどうかというのは他の町村も多分やっていないと思いますけれども、その辺も調査しながら検討してみたいと思います。

以上です。

○委員長（山口博个君） ほかに質疑ございませんか。25番、川守田稔君。

○25番（川守田稔君） それは、幾らぐらいの保険掛かっていますか。ちょっとお願いします。

○委員長（山口博个君） 総務課長。

○総務課長（坂本勝二君） 保険の方につきましては、今手元に資料を持ち寄せておりませんので、後ほど資料を提出したいと思います。大変申しわけないです。

○委員長（山口博个君） ほかに質疑ございませんか。17番、佐々木幹夫君。

○17番（佐々木幹夫君） ようやく回ってきましたが、93ページ、94ページの上の土木費の関係ですが、町並み環境整備、いわゆるこの間建設常任委員会で福島県三春町を視察してきました。その件で、きのう、おととい、一般質問でも発掘の状況とか、そういうふうな件が出ております。いわゆる歴史に残るような、あるいは歴史にふさわしいような町並みあるいは道路整備がこれから求められてくるのではないかと。あるいは町並みの危険地域に対する対策の方法等がございます。今町並み環境整備の質問ですが、これは今回は全部支出済ゼロでございます。計画やって、冬であったから、やれなかったのか、あるいは国の、これは恐らく事業だろうと思いますので、そっちの方の予算が確定しなかったのかどうかということで、やるとすればどこをやる予定であったのかということの説明いただきたいと思います。

○委員長（山口博个君） 建設課長。

○建設課長（西野耕太郎君） まず、93ページですけれども、町並み環境費ということで、ここによく年度繰越額1,407万円とあります。これは、地区は名川地区の五日市がもうそれこそ何年ぐらいになるのですか、着工したのをちょっと私の方で記憶ないのですけれども、もともと名川地区で建設課でなくて、観光振興課の方で担当して、今新町になりまして建設課が来たのですけれども、この1,407万円は其中で17年度において2カ所、小公園を整備する予定であったのですけれども、用地の関係がなかなか進まなくて、これを繰り越した経緯があります。18年度で今やっていますけれども、街なみ環境整備事業そのものはまだ今現在も国交省の事業としてはございます。これについては、国交省といいますが、県の住宅課と話し合いしているのですけれども、今後新南部町において可能なところがあれば、事業を取り入れたいなというので今話していますけれども、具体的にここをやりますとかというのはまだ詰めておりませんのですけれども

も、佐々木議員、ちょっとご指摘しましたけれども、南部藩発祥の地ということで門前町といいますが、城下町といいますが、そういうようなものの整備といいますが、これで町並み環境の中では修景事業もできます。ということは、町並みですので、商店の修景とか、それから住宅地の屋根の塗装とか、そういうのも協定をしなければなりませんけれども、同じ色にして、それから壁を白壁にするとか、そういう事業ができます。これについては、個人でやってもこれに対して補助ができると、個人に対してです。そういう事業でございますので、今後導入する、しないは別にして、県の方と協議してみたいなということでは、今話し合っています。

以上です。

○委員長（山口博个君） 町長。

○町長（工藤祐直君） 今建設課長の方からありましたが、ちょっと誤解されると大変だなと思って、今発言をさせてもらいます。この街なみ環境事業、どこの町内にも該当するものではありません。五日市地区、ここが地域町内で環境美化に取り組んでいる地域だと、そういうことから、県内で始めたときは1カ所しか指定になっていないのです。ですから、議員の皆さんは、それぞれの地区でその事業を、では地元の町内会にということでもかなり難しい審査のもとで該当するか、しないかという部分がありますので、ここは少し補足説明をさせていただきたいと、こう思っております。

○委員長（山口博个君） ほかに質疑ございませんか。17番、佐々木幹夫君。

○17番（佐々木幹夫君） 大体わかりました。ただ、いわゆる国指定の今史跡発掘、あるいはいろんな道路等、まだ整備しなければならない点がございませぬ。その点は、これからもやっぱりこの町並み環境整備、いわゆる国の国交省の方の補助事業の関係ですから、なかなか難しいでしょうけれども、町単独としても何かこう方法を考えて、あるいは三戸の駅前もあのような状況であれば、南部発祥の地とは言えないような駅前の状況だと思います。その辺も含めて、私の整備をしてもらいたいという意見を添えて、私は質問を終わります。

○委員長（山口博个君） 20番、立花寛子君。簡潔、明瞭に願います。

○20番（立花寛子君） 起債制限比率の14.5%の件でございますが、合併前、かなりの起債があったと考えられるのではないのでしょうか。これから上手に起債を起こし、返済していくには、まずまだ時間が十分にできる状況ではあるのでしょうか。また、大変厳しい財政状況からの出発ではありますが、交付税措置される事業を活用し、住民生活が豊かになる施策を設けていただきたいと考えておりますが、この状況から新年度予算はどのように考えておられるのでしょうか。答弁願います。

○委員長（山口博个君） 町長。

○町長（工藤祐直君） 先ほどから起債関係、公債費比率のが出ておりますが、これにつきましてはたしか3月議会に立花委員から質問を受けまして、そのときに18年度の、いわゆる町債と公債費率の説明、いわゆる借りる分より返す部分をふやしていかないと、いつまでも借金がふえていく一方になるわけです。ですから、議員さんからもいろいろな要望、無料化、減免化、こういう要望が出ますけれども、そういう要望と公債費率、起債制限比率の部分を言われますと、若干矛盾する点もあるわけです。要望にこたえていくためには、借りなければならない、お金を。そうすると、返すのもふえていく。ですから、そこを今はまず我慢をして、18年度においても町債の借りる部分を抑えて、返す部分をふやして、先ほど担当課長の方からも説明をしたとおりなわけです。これをこれからやっていかないと、いつまでたっても返す方に重点を置かれて、事業がやれなくなる。そうならないように、今後も18年度もそういう形で努めておりますし、19年度も、ですから私は我慢してもらおう部分も出てきますよといつも言うのが財政を安定させるためにそういうことを言っているのです。その中で、きっちりと削減できるもの、経費節約、これも一緒に図りながらやっていきたいと、こういうことでございますから、よろしくご理解をいただきたいと思えます。

以上です。

○委員長（山口博个君） ほかに質疑ございませんか。36番、伊達一夫君。

○36番（伊達一夫君） 先ほどの質問に、私不用額聞いたわけですが、答えたのは民生のだけでしたので、あと総務、教育の方からご答弁。

○委員長（山口博个君） 総務課長。

○総務課長（坂本勝二君） 総務費の中には、目がいろいろ入っておりますけれども、私の方は一般管理費、それから文書広報費、財産管理費が入っておりますけれども、予算と実際使用した金額の差が大きくなっているというご質問でございますけれども、予算計上するときには細かく積算をして計上をしているわけですが、使用するときには予算があるからということではなくて、できるだけ切り詰めて使用しましょうということで差が出て、残額が出ております。ただ、予算の方も不用額が出てきましたときには、機会がありましたら予算の方を減額して、差が出ないように努めるとともに、お金の方の使用は節減して使っていきたいということとしておりますので、以上です。

○委員長（山口博个君） 財政課長。

○財政課長（堀内富士夫君） 不用額のご質問であります、財政担当課として一言お答え申し上げます。

17年で一たん仮決算しまして、18年に入りまして暫定予算組みまして、そして本新町南部町議会におきまして本予算に移行しました。そして、その中で、積み残した部分を暫定に繰り越し、もしくは本予算に計上したわけですが、事業の未執行による不用額というのは私どもではそう考えておりません。よって、また3月補正の機会もございましたが、そのときに補正の洗い出し等々が少し細かくなかったのかなということもございます。よって、大きく言えることは、計上した事業などなどを執行して、そして執行しないで不用額になったというふうには認識しておりませんので、総体的な不用額につきましては私どものような考え方をご理解願いたいと、このように思います。

以上です。

○委員長（山口博个君） 学務課長。

○学務課長（佐々木秀雄君） 教育費の不用額の額に対しては、多いと思われましてけれども、多いのは各種補助金、これは3月までの各中学校の大会がありますので、県大会等出場した場合は補助しております。あとは、各学校、小学校8校、中学校4校となりましたので、各学校ごとに

経費の節約をしながら各学校ごとの会計ですので、それが積算になったものがこのような形になりました。

以上です。

○委員長（山口博个君） ほかにございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○委員長（山口博个君） 質疑なしと認めます。これにて一般会計の歳出決算についての質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。20番、立花寛子君。

（20番 立花寛子君 登壇）

○20番（立花寛子君） 議案第142号、2005年度南部町一般会計歳入歳出決算認定について討論を行います。

個々には、生活に役立つ項目は含まれておりますが、全体的には容認できません。反対するものであります。

反対討論を終わります。

○委員長（山口博个君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。ほかに討論ございませんか。

（「討論なし」の声あり）

○委員長（山口博个君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

（起立多数）

○委員長（山口博个君） ご着席願います。起立多数であります。

よって、議案第142号は原案のとおり認定されました。

議案第143号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（山口博个君） 議案第143号、平成17年度南部町学校給食センター特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。本案について説明を求めます。学務課長。

○学務課長（佐々木秀雄君） 126ページをごらんください。平成17年度南部町学校給食センター特別会計歳入歳出決算についてご説明いたします。

最初、歳入からご説明いたします。1款分担金及び負担金、1項負担金、1目給食費負担金、これが1節給食費負担金、個人の負担金分です。調定、収入済額とも2,842万3,120円となっております。これが名川給食センター分、南部給食センター分、福地給食センター分、3カ所の分です。それから、2節給食費負担金滞納繰越金、これが調定、収入済額とも1万9,000円、これは名川給食センター分です。未収額はありません。

それから、2款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、1節一般会計繰入金、一般会計からの繰り入れの分です。調定、収入済額とも4,583万1,000円となります。一般会計繰入金、名川、南部、福地、それぞれの分です。

3款諸収入、1項雑入、1目雑入、1節雑入、これも調定、収入済額とも269万7,992円であります。これは、旧町村決算剰余金でありまして名川給食センター、南部給食センター分、これが269万7,595円、これは12月までの個人負担金収入に対して12月分の支払い材料費が年度末までの未払い後、今年1月に払ったための収入剰余金が生じたものであります。

次のページをごらんください。歳出について主なものをご説明いたします。1款給食費、1項給食費、1目給食管理費、1節報酬、支出済額2万1,600円、不用額3万7,400円、学校給食運営委員会委員の4人分の報酬であります。2節給料、3節職員手当、これは一般職正職員の給料、3給食センター、6名分の給料手当であります。4節の共済費も職員の分であります。7節賃金、支出済額255万4,220円、不用額10万5,780円、これは調理員、臨時職員の南部2名、福地5名の賃金であります。9節旅費、支出済額2万2,074円、不用額1万926円、それから11節需用費、支出済額801万112円、不用額89万1,888円、この主なものは消耗品、燃料費、光熱水費等がございます。これが名川給食センターの流用の分は、名川給食センターの修繕費、故障が起きたものですから、ほかの節から11節に名川分の修繕費を流用したものであります。12節役務費、支出済額82万3,266円、不用額14万6,730円、これが主なものは米飯給食の食器の洗浄手数料であります。これが43万1,397円が入っております。13節委託料、支出済額1,171万2,952円、不用額6万6,048円、これも給食業務委託料がほとんどでございます。1,018万800円となっております。これが名川給

食センターは699万7,200円、南部給食センターは134万4,000円、福地給食センターは183万9,600円となります。14節使用料及び賃借料、支出済額7万4,340円、不用額が660円、普通使用、ダスキンとコピー費の使用料であります。18節備品購入、支出済額11万4,975円、不用額が2万5,025円、業務用備品、福地の食器であります。19節負担金補助及び交付金、支出済額が148万1,125円、不用額が1万9,875円、これは職員の退職手当組合員等の負担金であります。それから、2目の給食費の11節需用費、支出済額3,627万8,456円、不用額が28万1,540円、これが給食の賄い材料、給食原材料の需用費であります。

2款諸支出金、1項旧福地村借入金返済金、1目旧福地村借入返済金、次のページをごらんください。1目の旧福地村借入金返済金、23節償還金利子及び割引料、これの支出済額が850万2,414円、不用額が586円、これは旧福地村の会計間繰りかえ流用金返済金、赤字を補うための一般会計よりの借用し、収支を調整したものであります。予備費の支出済額はありません。不用額が497万7,000円となります。合計で、歳出の合計は、予算額8,387万1,000円に対して、支出済額7,696万8,988円、不用額690万2,012円。

次のページをごらんください。実質収支に関する調書、1、歳入歳出総額7,697万1,000円に対して、歳出の総額7,696万9,000円、歳入歳出の差し引きが2,000円となります。

以上です。

○委員長（山口博个君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○委員長（山口博个君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○委員長（山口博个君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（山口博个君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第143号は原案のとおり認定されました。

議案第144号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（山口博个君） 議案第144号、平成17年度南部町農林漁業体験実習館事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。本案について説明を求めます。133ページ。商工観光課長。

○商工観光課長（有谷隆君） 議案第144号、平成17年度南部町農林漁業体験実習館事業特別会計歳入歳出決算認定についてご説明申し上げます。

138ページ及び139ページをお開きください。初めに、歳入からご説明申し上げます。1款1項1目1節の農林漁業体験実習館の使用料につきましては、収入済額370万6,400円となっております。これは、宿泊室、会議の会場等としての収入となります。

2款1項1目1節の物品売払収入1,027万9,654円は、レストラン、宴会等の収入となっております。

3款1項1目の1節一般会計繰入金は800万となっております。歳入の合計は2,228万2,381円となっております。

次のページをお開きください。歳出をご説明申し上げます。主なものからご説明します。1款1項1目の7節賃金715万393円は、臨時職員6名とパート2名の賃金となっております。11節の需用費1,081万4,971円は、燃料費、光熱費が主なものとなっており、賄い材料費には488万9,170円という金額となっております。歳入歳出同額となっておりますので、2,225万5,779円の歳出となっております。

以上で説明を終わらせていただきます。

○委員長（山口博个君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。35番、佐々木元作君。

○35番（佐々木元作君） 何日か前に、チェリウスへちょっとお邪魔して入浴をしました。ボディソープ、洗剤、あるものと思って持っていかないで、空タオルでござとやりました。宿

泊客の方々がどのような対応をしているか。何やらバーデハウスさんの方にもありませんが、私どもがいろんな宿泊施設に行くと、こういう洗剤、いろいろな内部的なサービスがあるわけですが、その対応をいかがされているか、ちょっとお伺いします。

○委員長（山口博个君） 商工観光課長。

○商工観光課長（有谷隆君） 入浴料の改正を行う際に、議案としまして提示して、その際にも説明申し上げましたけれども、宿泊客のボディーソープ等の対応につきましては各部屋に使い捨てのボディーソープ、シャンプー等を備えつけるということで、料金が上がった際には一般の入浴者に対しては、石けん等は置かないということで周知しておりました。

以上です。

○委員長（山口博个君） ほかに質疑ございませんか。25番、川守田稔君

○25番（川守田稔君） 歳入で繰入金で940万9,000円ほどあるのですが、これはよろしいのですが、今度全体を勘定に入れた、何を言いたいかといいますと、このところには収入と費用の出た明細しか出ていないわけですが、このほかに例えば借入れを起こしたときの返済分ですとか、そういった額を含めると、これはどういう実際どのぐらいの経費が必要なのか、ちょっと説明していただきたいのですが。

○委員長（山口博个君） 商工観光課長。

○商工観光課長（有谷隆君） 借入れ返済というものは、チェリウスの会計にはございませんけれども、総額でいきますと繰入金の17年度の総額歳入は2,500万となっております。

○委員長（山口博个君） 25番、川守田稔君。

○25番（川守田稔君） いや、ですから、建てたときの費用があるわけではないですか。それは、当然まず自主財源の部分もあったり、起債があったり、交付金、補助金のたぐいがあったりしたはずなのですが、コストを減価償却していくとどのぐらいの、減価償却というのは不適當かもし

れませんが、コストを含めたのが実際の経営の収支の赤字、黒字ということになると私は考えているのですが、そういったここにのせないコストを教えてくださいということです。

○委員長（山口博个君） 商工観光課長。

○商工観光課長（有谷隆君） 公共施設を施設整備しておりますので、償却等は行っていないということによろしいでしょうか。

○委員長（山口博个君） 25番、川守田稔君。

○25番（川守田稔君） いや、ですから、ではこれを建てたときの費用が幾らで、起こした起債が幾らで、それでそのうちの全体の返済金の中の割合のチェリウス分が幾らですかと、ぶっちゃけた話、そういうことです。

○委員長（山口博个君） 商工観光課長。

○商工観光課長（有谷隆君） 財政課の方から起債の返還等の説明をしていただければと思います。お願いします。

○委員長（山口博个君） 町長。

○町長（工藤祐直君） 私の方から。平成5年にチェリウスを建設したときに、川守田議員さんも当時から議員でございまして、私あのとき建築、建てるときの農林課で担当でございました。大まかな部分をお知らせします。所管の分は、私も把握していませんが、約4億5,000万ぐらいの事業費でもって、あのときはちょうどガットの関係で3次補正で対応すると補助率が非常によかったのです。1年と半年ぐらい計画を早めまして事業を進めたおかげで4億5,000万ぐらいのうちの恐らく7,000万ぐらいだけの町持ち出しで済んでおります。あれは、第3次補正に何とか間に合わせる事ができて、通常より本当に持ち出しが少なく、まず建ってありました。当然一部借り上げはしているでしょうから、その償還は当然現在も入っていると思いますけれども、建てるに当たっては非常に有効な予算活用であったのかなと、当時担当しながらそう思っており

ました。

○委員長（山口博个君） 25番、川守田稔君。

○25番（川守田稔君） わかりました。ですけれども、後でよろしいので、ちょっと詳しい数値的な書類をいただければと思うのですが、よろしくをお願いします。よろしいでしょうか。いただけますか。

○委員長（山口博个君） 財政課長。

○財政課長（堀内富士夫君） 起債の償還につきましては、ここに手持ち資料ございません。一般会計の中で償還しているものと今認識しておりますので、償還の明細につきましては川守田議員に後日コピーなどでお知らせしたいと思えます。よろしくをお願いします。

○委員長（山口博个君） ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○委員長（山口博个君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。討論に入ります。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○委員長（山口博个君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（山口博个君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第144号は原案のとおり認定されました。

ここで昼食のため午後1時まで休憩いたします。

（午前11時57分）

○委員長（山口博个君） それでは、休憩を解き本会議を再開いたします。

（午後 1 時00分）

議案第145号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（山口博个君） 議案第145号、143ページ、平成17年度南部町ポートピア交付金事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。本案について説明を求めます。企画課長。

○企画課長（奥瀬敬君） それでは、議案第145号、平成17年度南部町ポートピア交付金事業特別会計歳入歳出決算認定についてご説明をいたします。

主な内容につきまして、歳入歳出決算書により歳入からご説明をいたします。144ページをお開き願います。1款1項ポートピア交付金であります。予算現額754万2,000円、調定済み額796万7,473円、収入済額も同額でございます。予算現額に対しまして42万5,473円の収入増であります。これは、第3期分、これは9月から12月までの分でございます。それから、第4期分、1月から3月までの、この2期分の環境整備協力費でございます。

それから、2款諸収入、1項雑入であります。予算現額277万4,000円、調定額277万4,482円、収入済額も同額でございます。予算現額に対しまして482円の収入増でございます。これは、平成17年12月末日決算によりまして旧南部町ポートピア交付金事業特別会計の剰余金でございます。

次に、歳出についてご説明をいたします。146ページをお開き願います。1款総務費、1項総務管理費であります。予算現額1,031万5,000円、支出済額921万2,650円で、予算現額に対しまして110万2,350円の不用額となっております。支出済額でございますけれども、一般会計の繰出金914万6,000円、それから普通旅費6万6,000円でございます。不用額の内訳は普通旅費43万、それから交際費22万2,000円、それから旧南部町の町道改良事業に係る公有財産購入費45万でございます。

次に、歳入歳出の収支の状況でございますけれども、152ページをお開き願います。収入総額1,074万2,000円、それから歳出総額921万3,000円、歳入歳出差引額152万9,000円、繰り越しの財源はゼロでございます。実質収支が152万9,000円、これが平成18年度への繰越額となるものでございます。

以上でございます。

○委員長（山口博个君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○委員長（山口博个君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○委員長（山口博个君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（山口博个君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第145号は原案のとおり認定されました。

議案第146号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（山口博个君） 議案第146号、153ページです。平成17年度南部町共同墓地公園特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。本案について説明を求めます。環境衛生課長。

○環境衛生課長（神山不二彦君） 議案第146号、平成17年度南部町共同墓地公園特別会計歳入歳出決算についてご説明申し上げます。

これは、福田地区の墓地公園でございます。158ページをお願いいたします。歳入からご説明いたします。1款1項1目については、収入済額はございません。

2款1項1目雑入でございます。これは、旧3町村からの決算余剰金を充てたものでございます。38万3,847円でございます。

160ページをお願いいたします。歳出についての説明いたします。1款1項1目需用費でございます。11節の需用費、光熱水費については墓地公園の電気代が主なものでございます。それが

ら、繰出金については、一般会計への繰出金として36万7,847円を精算したものでございます。
この特別会計でございますけれども、18年度から一般会計となっております。

以上、簡単でございますが、説明とさせていただきます。

○委員長（山口博个君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○委員長（山口博个君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○委員長（山口博个君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（山口博个君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第146号は原案のとおり認定されました。

議案第147号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（山口博个君） 議案第147号、163ページ、平成17年度南部町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。本案について説明を求めます。住民生活課長。

○住民生活課長（小野寺直和君） 163ページでございます。議案第147号、平成17年度南部町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてご説明いたします。

164ページをお開きください。まず、歳入の決算額は165ページ、左下でございます。8億4,771万9,945円となっております。

次に、歳出でございますが、166ページでございます。決算額は169ページ左下でございます。

が、8億4,696万2,014円となっております。歳入歳出差引額は75万7,931円となり、平成18年度へ繰り越されるものでございます。

それでは、歳入の主なものから説明をいたします。170ページをお願いいたします。第1款国民健康保険税ですが、調定額3億3,140万8,605円に対し、収入済額は1億4,476万6,129円となっております。

次に、第3款国庫支出金でございます。第1項国庫負担金、第1目財政調整交付金とありますが、これは療養給付費等負担金の現年度分として備考欄に内訳を記載してございます。これは、歳出の保険給付費、それから老人保健拠出金、介護納付金の支出合計額の約36%が算入されております。決算額は2億1,500万7,014円となっております。

次に、過年度分については、平成16年度の療養給付費等の実績により精算、交付されたもので159万5,081円が追加交付されました。第2目高額医療費共同事業負担金は、町が国保連合会に納付した高額医療費拠出金に対し、国が4分の1の財政支援を行い、国保財政負担の緩和を図るもので649万3,662円が交付されました。

第2項国庫補助金、第1目財政調整交付金ですが、172ページをお開きください。備考欄に普通調整交付金と特別調整交付金とありますが、普通調整交付金は歳出の保険給付費、老人保健拠出金及び介護納付金の支出合計の10%が算入され、交付額は1億9,683万2,000円となっております。また、特別調整交付金は、国保制度の周知、適用及び給付の適正化、レセプト点検の強化や保険事業の積極的な展開など、経営姿勢が良好であり、かつ一般会計繰入金を適正に算入している保険者に交付されるもので、交付額は1,754万3,000円となっております。

次に、第4款でございます。療養給付費交付金は、退職被保険者の医療費にかかわる分で3月診療分から12月診療分までの療養給付費の負担状況を勘案し、社会保険診療報酬支払基金から交付されるもので、交付額は8,823万1,000円となっております。

次に、第5款県支出金、1項県負担金、1目高額医療共同事業交付金は、町が国保連合会に納付した高額医療費拠出金に対し、県が4分の1の財政支援を行い、国保財政負担の緩和を図るもので459万5,662円が交付されました。第2項県補助金、1目都道府県財政調整交付金は17年度に創設されたもので、歳出の保険給付費、老人保健拠出金、介護納付金の支出合計の約4%が算入され、9,773万6,000円が交付されました。

次に、第6款共同事業交付金は、高額な給付費の一定部分について国保連の共同事業拠出金から交付され、国保財政の緩和を図るもので2,267万1,328円が交付されました。

次に、第8款繰入金、第1項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金は歳入に不足を生じたため

国保財政調整基金から800万円を繰り入れたものでございます。第2項他会計繰入金、1目一般会計繰入金は、まず国保事業に係る職員給与等の国保事務費分として1,555万3,009円でございます。

次に、出産育児一時金繰入金分として出産育児一時金支給額の3分の2の520万円で、次のページをお願いします。備考欄でございます。国保保険基盤安定繰入金として70万1,113円、計2,145万4,122円を一般会計から繰り入れ、国保財政の安定を図ってございます。

次に、第9款でございます。諸収入、第3項雑入、3目及び4目の返納金は、八戸市内の医療機関開設者が県の監査を受け、その結果、診療報酬の請求について不正な事項等が認められたことにより直接還付を受けたものでございます。

続きまして、歳出の主なものを説明いたします。178ページをお願いいたします。第1款総務費ですが、国保事業運営の事務費的経費となっております。1,733万1,183円となっております。

次に、180ページをお開き願います。第2款保険給付費は、決算額5億5,099万1,655円となっております。これは、項目ごとに見ますと、第1項1目一般被保険者療養給付費は4億829万9,701円でございます。件数は2万8,502件ございました。2目退職被保険者等療養給付費は1億221万8,243円で7,687件ございました。3目一般被保険者療養費は236万997円、460件ございます。次に、4目退職被保険者等療養費は45万7,221円、79件でございます。次に、第2項高額療養費、1目一般被保険者高額療養費は2,492万4,448円、261件ございます。2目退職被保険者等高額療養費は513万181円で70件となっております。

次に、182ページをお願いいたします。第4項の1目出産育児一時金は、1件当たり30万円の支給となっております。支給対象者が13名で390万円となっております。第5項1目葬祭費は、1件当たり5万円で42件ございました。210万円でございます。

第3款老人保健拠出金は、拠出対象老人が2,753人で1億1,662万8,000円となっております。

次に、第4款介護納付金でございます。2号被保険者の介護保険料分と診療報酬支払基金に納付するもので4,930万2,000円でございます。

次、第5款共同事業拠出金でございます。年々増加する高額医療費の支払いが国保財政の不安定要因となっていることから、県単位に共同で財源を確保し、高額医療が発生しても交付金として交付される国保財政負担の緩和を図るもので、事業主体の国保連に1,771万4,639円を納付したものでございます。

第6款保健事業費では、被保険者の健康保持の増進、医療費の適正化を目的とし、一般会計と連携した健康づくり、検診事業、レセプト点検、医療費通知及びパンフレットなどの配布等、医

療費の節約と国保財政の安定を図る事業の展開を行っており、決算額は199万3,275円となっております。

以上で17年度南部町国民健康保険特別会計歳入歳出決算についての説明を終わります。

○委員長（山口博个君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。20番、立花寛子君。簡潔、明瞭にお願いします。

○20番（立花寛子君） ページ数は164ページ、1款国民健康保険税、1項国民健康保険税で収入未済額1億8,664万2,476円についてであります。まずこの数字の考え方についてお伺いし、何人、何世帯になっているのか。これがこの数字が全体を示していないのであれば、収入未済額の総額は幾らで、何人、何世帯であるのかお聞きいたします。

○委員長（山口博个君） 住民生活課長。

○住民生活課長（小野寺直和君） この決算は、1月から3月までの3カ月間の決算でございますが、今のご質問は1年を通してということでございますか。

○20番（立花寛子君） はい。

○住民生活課長（小野寺直和君） それでは、まず国保税の方でございますので、こちらの方は賦課徴収は税務課と連携してございますので、税務課長の方からお答えをしていただきます。お願いします。

○委員長（山口博个君） 税務課長。

○税務課長（坂本好孝君） それでは、国保税についてご説明いたします。

一応全体で申し上げますと、国民健康保険税、171ページをごらんください。調定額が3億3,140万8,605円ということで6,703件分でございます。収入済額が1億4,476万6,129円となっております。件数にして3,618件でございます。それで、一応1月から3月までの徴収率が43.7%となっております。

それで、収入未済額が1億8,664万2,476円、3,085件の件数になってございます。1月から3月までの新町の3カ月間の決算で徴収率が43.7%となつてございますが、旧町村の12月までの決算と今1月から3月までの決算の全体から見ますと、一応調定額が9億4,685万8,000円、これに対して収入済額が7億6,021万5,000円ということになってございます。それで、トータルで17年度分の徴収率が80.3ということで、一応16年度の旧3町分から見ますとマイナスの0.5、徴収率が下がつてございます。それで、今回徴収率が0.5ぐらい下がつていますが、合併に伴ひまして範囲が広範囲になつたということで、ややもするともう少し徴収率が下がるのかなと思つてはありましたけれども、大体0.5下がつていますが、やや平年並みの徴収率で過ごせたということで、うちの職員たちがいろいろ頑張つていただいたということだと思つております。

それで、あとやはり滞納につきましては、従来もやってきたことなのですけれども、納税者の公平性とかの確保のためにも未納者の洗い直し等を実施しながら納税指導とか戸別訪問あるいは夜間徴収等のことも実施していかなければならないのかなということで頑張つているところでございます。

また、今後国等からの税源移譲等がなされてきますので、一応地方税等の環境というのが大変厳しい状況下になるのかなということで、今後は納税環境の整備等にも力を入れていかなければならないのかなということで考えてございます。

以上でございます。

○委員長（山口博个君） ほかに質疑ございませんか。20番、立花寛子君。

○20番（立花寛子君） 次は、171ページの2款手数料、1項手数料20万3,700円について、これは1月から3月までということになりましようが、何人、何世帯へ出した督促手数料でしょうか。この中には、短期保険証、資格証明書を受け取つておられる世帯はあるのでしょうか。もしあるのであれば、その世帯数や人数をお知らせいただきたい。

○委員長（山口博个君） 税務課長。

○税務課長（坂本好孝君） 171ページ、督促手数料の20万3,700円ということですが、これが1件300円の督促手数料をいただくということで、一応歳入になっている件数が679件ということになっております。それで、実際1月から3月まで督促を出した件数については、名川地

区、それから福地地区、それから南部地区、それぞれ納期がまちまちでありましたので、1月から3月までにつきましては福地、名川地区の4期分、それから南部地区の6期、7期、8期分の督促を発送しております。その全体の件数が1,035件ということになってございます。

それで、1,035件出してから、丸々この件数が入るというわけではございません。一応納めていただかないと、この督促手数料も入ってこないわけですので、先ほどお話ししました679件の収入につきましては、これに限らず旧町村で督促手数料を出したものも含まれているということになってございます。

それから、あと資格証明書と、それから短期保険証の関係だと思っておりますが、資格証明交付世帯ということで現在58世帯の方々が資格証明書交付されてございます。

それから、短期被保険者証の交付者数でございますが、101世帯ということで一応滞納者につままして納税相談等の機会を多くするというところで、こういう制度が発足して当町も実施しているという状況でございます。

以上です。

○委員長（山口博个君） 20番、立花寛子君。

○20番（立花寛子君） これだけの方が国保税の支払いに困っているわけですので、町独自の減免や免除申請を行っていただきたい。また、支払う能力がなく、特別な理由があれば、保険証の取り上げはできないと政府が説明しておりますので、何とぞ親切な相談をしていただきながら無理な納付はなさないようお願いしたいと思っておりますので、この点を十分にお考えいただきますようお願いいたします。

○委員長（山口博个君） 税務課長。

○税務課長（坂本好孝君） 短期被保険者と、それから資格証明交付については、それぞれの基準に基づいて行っているわけなのですが、その世帯で高齢者の方、それから幼児がある世帯については、この制度に該当する世帯であっても、そういう家庭については資格証明なり、それから短期被保険証の交付は実施していないということをおわかっていただければと思っております。

以上です。

○委員長（山口博个君） ほかに質疑ございませんか。12番、工藤幸子君。

○12番（工藤幸子君） 今ご説明いただきましたので、私そういうことかなとは思っているのですが、ただ全体の世帯の半分までいかなくても7分の1ぐらいは未納という、そういう状態のようで、この算定する額に納得のいかない世帯がかなり多いのではないかなという、そんな感じはしています。いろいろ情報とか、その状況に対しては出していると思うのですが、それでもやっぱり納得のいかない方々がたくさんあるようですので、何かいい方法があれば、こういうふうにして算定しているのだから、間違いなく納付しなければならないなというような、何かいい方法があれば、前もってできればいいのではないかなと、そんな感じがしています。1年間通して20万前後、あるいは23万、24万という金額は、世帯にとって大変高額な金額だと認識している状況ですので、その辺、いい方法があれば、何か研究をしていただければいいかなと、そんな感じがしています。

○委員長（山口博个君） 住民生活課長。

○住民生活課長（小野寺直和君） そういうふうな思いをされた方がどういう根拠でもって高いとか、高くなったとか、そういうものをやはり来て相談をしていただかないと、こちらもわかりません。ただ高い、高いと、ゆるくないというだけではこちらも説明のしようがございませんので、もし周りにそういう方がございましたら直接役場の方に相談をしていただくのが一番いいと思います。よろしくお願いします。

○委員長（山口博个君） 12番、工藤幸子君。

○12番（工藤幸子君） その相談ということももう少し相談を強調するとか、何かその辺も情報を流していただければ、相談というものも強調するののも一つの方法かとも思いますし、また何かいい方法があれば、相談といってもなかなか行政の方に足を向けるという、相談するという町民の意識が拡大していないのではないかなと思う部分もありますので、もしの話ですけれども、これでいいのだというのであれば、それはそれでいいと思いますけれども、私はちょっとその辺が懸念されるかなと、そう感じます。

○委員長（山口博个君） 14番、内村貞子君。

○14番（内村貞子君） 166ページの総務費のところですけども、国民健康保険特別対策費は、どのようなことに使われているのでしょうか。

それから、国保に加入している人が入院費、医療費を1カ月支払った場合にお金が戻るのは幾ら以上からでしょうか。支払った金額の何%戻るのでしょうか。お伺いいたします。

○委員長（山口博个君） 住民生活課長。

○住民生活課長（小野寺直和君） 国民健康保険特別対策費でございますが、歳出の方の180ページをごらんいただきたいと思いますが、上の方に第5項にございますが、備考欄の方に臨時職員とございます。これは、レセプト点検の臨時職員の賃金ということでございます。

それから、どのぐらいの高額の療養費の自己負担のことですけども、広報ではもう流れたわけですが、10月1日からまたちょっと変わります。そのことを今ちょっと説明をいたしたいなと思いますが、9月までは一般の外来の人は月額1万2,000円で入院と合わせますと4万200円が限度額でございました。それから、現役並みの所得者については、外来、個人単位で4万200円と。外来、入院も含めると、世帯で7万2,300円プラス36万1,500円超えた部分の1%を加算するわけでございます。それから、低所得者は、個人は8,000円、世帯単位でいきますと低所得者2という方ですが、2万4,600円、そして低所得者1が1万5,000円でございますが、これが広報等でもお知らせしておりますが、10月1日から変わります。一般の方の外来、入院、プラス入院は4万4,400円が限度額となります。そして、現役並み所得者でございますが、4万2,100円だったものが4万4,400円に上がります。それから、外来プラス入院で7万2,300円だったのが8万100円、プラス医療費が26万7,000円を超えた分の1%が加算されます。それから、低所得者の方の分は変わりません。

以上が10月1日から新しく、要するに上がるということでございます。以上です。

○委員長（山口博个君） ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○委員長（山口博个君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論ありませんか。20番、立花寛子君。

(20番 立花寛子君 登壇)

○20番(立花寛子君) 議案第147号、2005年度南部町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。

大もとは、政府の医療政策や健康についての姿勢が問われる問題ではありますが、全国的に自治体独自に施策に取り組み、住民の福祉向上に努めているところがふえてきております。国保税の負担軽減に努めていただくように要求し、反対討論といたします。

反対討論を終わります。

○委員長(山口博个君) 次に、原案に賛成者の発言を許します。ほかに討論ございませんか。

(「討論なし」の声あり)

○委員長(山口博个君) 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○委員長(山口博个君) 起立多数であります。

よって、議案第147号は原案のとおり認定されました。

議案第148号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長(山口博个君) 議案第148号、191ページ、平成17年度南部町老人保健特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。本案について説明を求めます。住民生活課長。

○住民生活課長(小野寺直和君) それでは、議案第148号、平成17年度南部町老人保健特別会計歳入歳出決算認定についてご説明いたします。

192ページをお開きください。歳入決算額でございますが、193ページ左下でございます。8億3,605万5,595円となっております。

次に、歳出でございますが、195ページ左下でございます。8億3,605万897円、歳入歳出差し引き4,698円でございます。

歳入の主なものについてご説明をいたします。196ページをお願いいたします。第1款支払基金交付金でございますが、1項1目医療費交付金でございますが、4億6,629万1,000円、医療費交付金でございます。

次に、第2款国庫支出金の1項1目現年度分につきましては、医療費国庫負担金でございますが、1億5,347万2,000円でございます。過年度分については534万9,739円でございます。

次に、第3款県支出金でございますが、1項1目医療費県負担金、現年度分といたしまして4,144万4,662円でございます。

4款は、繰入金でございます。他会計繰入金、1目の一般会計繰入金でございますが、7,815万1,000円となっております。

次に、5款諸収入でございます。5の1項1目雑入でございますが、旧町村余剰金として8,656万3,071円と、それから診療報酬返還金として220万4,123円でございます。8,876万7,194円となっております。トータル8億3,605万5,595円となっております。

次に、歳出の方でございます。198ページでございます。第1款医療費でございます。負担金、医療給付費でございます。1項1目の19節7億8,718万9,207円ございました。それから、2目の医療費支給費でございます。これは、器具等の方でございますが、471万96円でございます。

次に、主なものでございますが、償還金が確定いたしまして394万6,000円でございます。2項旧福地村借入金返済金でございますが、これは一般会計からの借入金を返済したもので3,692万9,736円ございました。合わせて、合計8億3,605万897円となっております。

簡単ですが、以上で説明を終わります。

○委員長（山口博个君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○委員長（山口博个君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論ありませんか。20番、立花寛子君。

（20番 立花寛子君 登壇）

○20番（立花寛子君） 議案第148号、2005年度南部町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。

老人保健そのものに反対しているとともに、なお町独自の施策に力を尽くしてほしいという要求を述べ、反対討論といたします。

反対討論を終わります。

○委員長（山口博个君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。討論ございませんか。

（「討論なし」の声あり）

○委員長（山口博个君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

（起立多数）

○委員長（山口博个君） ご着席願います。起立多数であります。

よって、議案第148号は原案のとおり認定されました。

議案第149号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（山口博个君） 議案第149号、平成17年度南部町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について議題といたします。本案について説明を求めます。福祉課長。

○福祉課長（立花和則君） それでは、議案第149号、平成17年度南部町介護保険特別会計歳入歳出決算についてご説明申し上げます。

202ページをお開き願います。先に歳入から説明を申し上げます。歳入の一番下の合計欄ですが、予算現額は7億3,385万2,000円で、これに対する調定額は7億480万7,401円となりました。収入済額は6億8,772万474円となり、収入未済額が1,708万6,927円でございます。第1号被保険者の現年度分、普通徴収分と滞納繰り越し普通徴収分でございます。

それでは、主なものについてご説明いたします。同じページでございます。第1款保険料ですが、予算額は1億1,255万7,000円で、歳入合計に対する構成比率は15.3%、調定額は1億1,778万

5,017円で、収入済額は1億69万8,090円、収入未済額が1,708万6,927円となっております。

次に、第3款国庫支出金ですが、予算現額は1億4,884万7,000円で、歳入合計に対する構成比率は20.3%、調定額、収入済額とも同じ1億5,983万8,000円となっております。国庫負担金補助金でございます。

次に、第4款支払基金交付金ですが、予算現額は1億8,803万6,000円で、歳入合計に対する構成比率は25.6%、調定額、収入済額とも同じ1億6,779万8,000円となっております。

次に、第5款県支出金ですが、予算現額は8,992万5,000円で、構成比率12.3%、調定額、収入済額とも同じ7,877万4,973円となっております。県負担金が主なものでございます。

次に、第7款繰入金ですが、予算現額は1億1,121万2,000円で、構成比率は15.2%、調定額は収入済額と同じ9,735万9,000円となっております。一般会計からの繰入金でございます。

次に、第8款諸収入ですが、予算現額は8,323万7,000円で、歳入合計に対する構成比率は11.3%、調定額は収入済額と同じ8,323万4,411円となっております。旧町村の決算余剰金が主なものでございます。

次に、歳出をご説明いたします。204ページをお願いいたします。歳出の一番下の合計欄ですが、予算現額7億3,385万2,000円に対しまして、支出済額は6億3,529万1,074円となりました。不用額9,856万926円となっております。

それでは、主なものについてご説明いたします。第1款総務費ですが、予算現額は2,748万1,000円で、構成比率3.8%、支出済額は1,970万2,649円となりました。総務管理費、介護認定審査会費が主なものでございます。

次に、第2款保険給付費ですが、予算現額は6億2,699万3,000円で、構成比率85.4%、支出済額は5億4,452万1,585円となりました。介護サービス、支援サービス、それから特定入所者介護サービス等が主なものでございます。

次に、第5款諸支出金ですが、予算現額は7,130万7,000円で、構成比率は1.1%、支出済額は7,106万6,840円となりました。国、県及び支払基金への償還金と旧福地村会計間繰りかえ流用金返済金です。

以上、歳入歳出の概要をご説明いたしましたが、これによりまして実質収支は歳入総額6億8,772万474円から歳出総額6億3,529万1,074円を引きまして、差引残高5,242万9,400円となり、平成18年度に繰り越すものでございます。

以上、簡単でございますが、説明を終わります。

○委員長（山口博个君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。20番、立花寛子君。

○20番（立花寛子君） まず、介護保険料、歳入206ページ、1款保険料、1項介護保険料、1目第1号被保険者保険料の収入未済額1,708万6,927円についてであります。1月から3月までの数字だとは思いますが、何人、何世帯の収入未済額なのでしょうか。1年間の介護保険料の収入未済額は、幾らになり、何件、何人分になっているのでしょうか。そして、の中には、長期滞納者ということで介護サービスを受けられない被保険者は何人含まれているのでしょうか。お知らせください。

○委員長（山口博个君） 福祉課長。

○福祉課長（立花和則君） まず最初に、収入未済額1,788万6,927円でございますが、現年度分が270件の769万4,705円と、それから滞納繰り越し分が639件の939万2,857円となっております。大変申しわけございませんが、年間通しての収入未済額、資料、手元にございませんで、後日お渡ししたいと思っておりますので、ご了承、お願いいたします。

それから、3点目の未納によるサービスの停止ということでございますが、現在ゼロでございます。行っておりません。

○委員長（山口博个君） ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○委員長（山口博个君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論ありませんか。20番、立花寛子君。

（20番 立花寛子君 登壇）

○20番（立花寛子君） 議案第149号、2005年度南部町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。

介護保険制度につきましては、介護保険料が耐えがたい負担になっております。全国的に介護保険料の減免軽減、また利用料の軽減策をとっている自治体がふえてきております。町独自の軽

減策をとられることを要求し、反対討論といたします。

反対討論を終わります。

○委員長（山口博个君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。ほかに討論ございませんか。
（「討論なし」の声あり）

○委員長（山口博个君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。
採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。
（起立多数）

○委員長（山口博个君） 着席願います。起立多数であります。
よって、議案第149号は原案のとおり認定されました。

議案第150号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（山口博个君） 議案第150号、平成17年度南部町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について議題といたします。本案について説明を求めます。福祉課長。

○福祉課長（立花和則君） それでは、議案第150号、平成17年度南部町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算についてご説明申し上げます。

222ページをお願いいたします。先に、歳入から説明いたします。歳入の一番下の合計欄でございますが、予算現額は451万9,000円で、これに対する調定額は484万8,478円となりました。収入済額は、同額の484万8,478円でございます。

歳入の主なものについてご説明いたします。第1款サービス収入ですが、予算現額は275万5,000円で、歳入合計に対する構成比率は61%、調定額は収入済額と同じ308万7,000円となっております。居宅介護サービス計画費収入でございます。

次に、第3款諸収入でございますが、予算現額176万3,000円に対し、調定は収入額と同じ176万1,478円となっております。

次に、歳出をご説明いたします。次のページ、お願いいたします。第1款総務費ですが、予算

現額は451万9,000円で、構成比率は100%でございます。支出済額は432万3,564円となりました。職員の人件費が主なものでございます。

以上、歳入歳出の概要をご説明いたしました。これによりまして実質収支額は歳入総額484万8,478円から歳出総額432万3,564円を差し引き、差引残高52万4,914円となり、平成18年度に繰り越すものでございます。

以上、簡単でございますが、説明を終わります。

○委員長（山口博个君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○委員長（山口博个君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○委員長（山口博个君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（山口博个君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第150号は原案のとおり認定されました。

ここで2時10分まで休憩いたします。

（午後2時00分）

○委員長（山口博个君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後2時12分）

議案第151号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（山口博介君） 議案第151号、平成17年度南部町国民健康保険名川病院事業会計決算認定について議題といたします。本案について説明を求めます。名川病院事務長。

○名川病院事務長（堀合悦夫君） それでは、議案第151号、平成17年度南部町国民健康保険名川病院事業会計決算についてご説明いたします。

今回の決算については、平成18年1月1日の南部町合併以降の3カ月分で、収入は2億5,626万9,415円、費用は2億508万7,295円でしたので、純利益は5,118万2,120円となりました。本来病院事業は、1年単位で区切られるため平成17年4月から平成18年3月までの12カ月分では純利益は6,128万2,400円となります。

初めに、収益的収支について損益計算書によりご説明をいたします。238ページをお開きください。自治体病院を取り巻く医療環境は、国の医療費抑制策を基本とした医療保険制度改革が継続されている中で医師確保問題、自治体病院、機能再編等、大変厳しい状況にあります。このような状況の中で、名川病院の1、営業収益は入院収益、外来収益、その他医業収益合わせて2億2,782万140円に対し、2、医業費用は給与費から研究研修費まで合わせて1億9,367万752円でしたので、差し引き医業利益は3,414万9,388円となりました。

3、医業外収益は、他会計負担金からその他営業外収益まで合わせて2,844万9,275円に対し、4、医業外費用は支払利息及び取り扱い諸費から雑損失まで合わせて1,141万6,543円でしたので、差し引き医業外利益は1,703万2,732円となりました。医業外収益の他会計負担金1,301万2,000円は、企業債利息に要する経費と高度医療機器に要する経費として他会計補助金1,454万8,000円は共済組合追加費用と医師及び看護師等の研究、研修に要する経費として一般会計繰り出し基準による繰入金であります。医業外費用の繰り延べ勘定償却44万105円は、資本的収支予算で医療機器購入時に支払った消費税の償還分であります。また、雑損失の296万2,580円は、収益的収支予算に伴う消費税の評価分です。このことにより、経常利益は、医業、医業外合わせて5,118万2,120円となります。

5、特別損失はありませんでしたので、当年度純利益は5,118万2,120円となり、黒字決算となりました。前年度繰り越し剰余金はゼロとなっておりますが、これは市町村合併の場合、地方公営企業法では資産と負債は引き継ぎますが、利益剰余金や欠損金、資本剰余金の引き継ぎはありません。したがって、合併時の累積欠損金2億4,470万3,789円は、事故資本金に組み込まれ、ゼロとなります。このことから、当年度未処分利益剰余金は5,118万2,120円となります。

次に、資本的収入及び支出についてご説明をいたします。248ページ、249ページをお開きくだ

さい。資本的収入は、企業債と他会計出資金合わせて収益合計が5,313万9,000円、資本的支出は機械及び備品購入費と企業債償還金合わせて費用合計が972万6,852円で、差引額は4,341万2,148円となりました。これは、医療機器購入に伴う企業債4,080万円と建設改良に要する経費として一般会計繰り出し基準による他会計出資金1,233万9,000円を新町に繰り越したことによるものでございます。

以上で説明を終わります。

○委員長（山口博个君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○委員長（山口博个君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○委員長（山口博个君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（山口博个君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第151号は原案のとおり認定されました。

議案第152号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（山口博个君） 議案第152号、平成17年度南部町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。本案について説明を求めます。環境衛生課長。

○環境衛生課長（神山不二彦君） 議案第152号、平成17年度南部町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算についてご説明申し上げます。

258ページをお開きください。258ページの明細でご説明したいと思います。歳入でございます。

1款1項1目国庫補助金でございます。これは、2,000万円を充当しておりますけれども、対象事業費の50%を充当したものでございます。

2款1項1目、予算額2,670万に対して、調定額、収入済額ともに257万4,000円となっております。これは、一般会計からの繰入金でございます。

3款1項1目でございますけれども、これは78万7,145円でございますけれども、旧町村からの剰余金として計上したものでございます。

あと、4款1項1目でございます。1,800万円でございますけれども、公共下水道の建設債として事業対象費から補助金を引いた額の90%を充当してございます。合計4,136万1,145円となっております。

260ページにお進みください。歳出でございます。1款1項1目公共下水道建設費として4,145万7,000円、予算額でございましたけれども、4,136万1,028円が支出してございます。支出の主なものでございます。3目職員手当等18万3,780円のうち1項1目11節から流用してございます。3万9,000円でございます。これは、合併によって職員が異動になったことにより、通勤手当が増になったものの流用でございます。それから、11節需用費でございます。消耗品費等については、コピー料等が主なものでございます。それから、委託料についてでございますけれども、3,740万1,000円の支出済になってございます。これは、管渠の測量設計等の委託料でございます。これは、流用を1,000円してございますけれども、端数計算による計上違いを流用して補正したものでございます。

263ページをお願いいたします。これは、財産の調書でございますけれども、終末処理場の面積を調書として載せてございます。5,245平米となっております。

以上で説明を終わらせていただきます。

○委員長（山口博个君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○委員長（山口博个君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○委員長（山口博个君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（山口博个君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第152号は原案のとおり認定されました。

議案第153号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（山口博个君） 議案第153号、平成17年度南部町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。本案について説明を求めます。環境衛生課長。

○環境衛生課長（神山不二彦君） 議案第153号、平成17年度南部町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算についてご説明申し上げます。

270ページをお願いいたします。明細で説明させていただきます。歳入でございます。受益者分担金として12万円支出になってございます。これは、名川地区の加入金分担金でございます。

それから、2款1項1目農業集落排水使用料でございますけれども、469万140円収入になってございます。これは、農業集落排水使用料として水道料の50%を計上してございます。それから、手数料、2項1目検査手数料でございますけれども、これは下水管を接続するための工事検査手数料、1件につき1,000円、6件分でございます。

それから、3款1項1目の補助金でございますけれども、2億3,916万3,000円の収入でございますけれども、これは対象事業費の50%充当してございます。

それから、4款1項1目の一般会計繰入金でございます。これは、一般会計からの繰入金として3,663万3,000円を計上してございます。

それから、5款1項1目の雑入でございますけれども、これは1の雑入でございますけれども、中村創業が解約になったときの契約解除の前払い金補償金の収入でございます。それから、町村の余剰金として旧町村からの決算余剰金を充当してございます。

それから、6款1項1目の町債でございます。これは、補助対象額から補助金を引いた額の補

助残に対して95%を充当したものでございます。

272ページをお願いいたします。収入済額の合計でございます。6億8,351万4,009円となっております。

274ページにお進みください。歳出でございます。1款1項1目の一般管理費として普通旅費は、これは工場検査のために行った普通旅費でございます。1款1項2目の施設管理費になりますけれども、需用費として片岸ほか終末処理場等の光熱水費、あるいはコピー代等の消耗品費を計上したものでございます。役務費、12節でございますけれども、これは電話、電気代、それから口座振替料等、水道企業団へのもの、手数料でございます。13節の委託料でございますけれども、業者への維持管理業務、それから汚泥運搬業務の委託、それから警備保障会社の委託、それから水道企業団への発送業務等の委託でございます。

それから、2款1項1目でございます。13節委託料でございますけれども、4,682万4,750円を支出してございます。これは、上名久井地区と福田地区の設計監理委託料でございます。繰越明許費として平成18年度に90万2,000円を繰り越してございます。それから、15の工事請負費についても同じでございますけれども、繰越明許費が1,852万円を繰り越ししております。支出済額としては、2億187万550円となっております。これも上名久井地区と福田地区のものでございます。

276ページをお願いいたします。3款1項1目元金と利子の分でございます。元金について104万8,375円、それから利子について19万5,124円を支出してございます。

4款1項1目でございます。借入返済額、1目が旧名川町借入金の返済金、それから2項1目については旧福地村の借入金の返済金、これは合併した際に、補助金がまだ入ってきておりませんので、その歳入不足を埋めるために借り入れしたものの返済金でございます。

それから、歳出の合計でございます。6億8,249万2,547円、繰越明許費として確定しましたので、平成18年度に1,942万2,000円を繰り越しております。

278ページをお願いいたします。歳入総額6億8,351万4,000円、歳出総額6億8,249万3,000円、差引額102万1,000円、これを翌年度に繰り越すものでございます。

279ページの公有財産については、処理場の用地の面積を計上してございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○委員長（山口博个君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○委員長(山口博个君) 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。
討論に入ります。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○委員長(山口博个君) 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。
採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(山口博个君) ご異議なしと認めます。
よって、議案第153号は原案のとおり認定されました。

議案第154号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長(山口博个君) 議案第154号、平成17年度南部町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算
認定についてを議題といたします。本案について説明を求めます。環境衛生課長。

○環境衛生課長(神山不二彦君) 議案第154号、平成17年度南部町簡易水道事業特別会計歳入
歳出決算についてご説明申し上げます。

これは、南部地区の二又の簡易水道でございます。286ページにお進みください。歳入明細で
ご説明申し上げます。1款1項1目水道使用料については、二又地区の使用料でございます。こ
れは21件、18戸の水道使用料でございます。

2款1項1目の雑入でございます。これは、旧町村の決算剰余金を充ててでございます。

288ページにお進みください。歳出でございます。1款1項1目一般管理費でございます。11節
の需用費でございますけれども、光熱費としてモーター等の光熱費を支出したものでございま

す。1万5,259円となっております。13節の委託料でございます。23万1,025円を支出してございま
す。これは、水質検査、これは社団法人県薬剤師会の衛生検査センターに水質を検査依頼した
ものでございます。あと、水道料金検針3万1,000円の額については、二又地区の組合長に検針

を委託しておるものでございます。なお、1項1目11節から1万9,000円流用してございます。これは、12月分の支払いが1月分にわたったために、計上していなかったために流用して支出したものでございます。支出済額として24万6,284円、59.5%の執行率でございます。

以上で説明を終わります。

○委員長（山口博个君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○委員長（山口博个君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○委員長（山口博个君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（山口博个君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第154号は原案のとおり認定されました。

議案第155号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（山口博个君） 議案第155号、平成17年度南部町営地方卸売市場特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。本案について説明を求めます。市場長。

○市場長（堀内誠悦君） 議案第155号、平成17年度南部町営地方卸売市場特別会計歳入歳出決算認定についてご説明いたします。

292ページをお開き願います。歳入についてでございますけれども、一番下の行、歳入合計の予算現額総額6億2,577万8,000円に対し、収入済額は5億8,426万2,259円となりました。執行率

は93.4%でございます。

次に、歳入の主なるものについてご説明いたします。1款1項の受託販売収入4億8,191万3,870円でございますけれども、これは買い受け人の皆さんから市場に納めていただいたものでございます。

2款1項の使用料275万5,650円でございますけれども、これは仲卸売場、それから資材置き場、駐車場など、市場施設を使用していただいたのの使用料をいただいたものでございます。2款2項の手数料3,139万8,105円でございますけれども、これは農家の皆さんから出荷していただきました受託販売の7%をいただいたものでございます。

3款2項の繰入金2,000万円でございますが、これは一般会計からの繰入金をお願いしたものでございます。3款3項の諸収入4,819万4,634円でございますけれども、この主なものは旧町村決算余剰金の収入が主なるものでございます。なお、1款の受託販売収入の収入未済額1,228万6,932円は、過年度分の未済額1名分でございます。

294ページをお願いいたします。歳出についてご説明いたします。歳出合計の予算現額総額は6億2,577万8,000円に対し、支出済額は5億6,868万81円となりました。執行率は90.9%でございます。

歳出の主なものについてご説明いたします。1款1項の受託費でございますけれども、4億5,034万61円でございますが、これは市場が生産者に対して支払ったお金でございます。

2款1項の旧町村借入金返済金3,156万3,061円でございますけれども、これは返還金に充てたものでございます。

それから、3款1項の市場管理費5,145万3,175円でございますけれども、市場職員、それから施設管理費、出荷奨励金などの総額でございます。

4款1項の公債費3,532万3,684円でございますけれども、これは市場が現在借り入れしておりますの返済に元利合計合わせたものの償還金額でございます。この結果、歳入歳出差引残高は1,558万2,178円となり、18年度に繰り越しになります。なお、例年の決算書では、歳入の1款1項受託金と歳出の1款1項受託費というのはほぼ同額になりますけれども、今回は17年12月下旬の売上代金が1月になってから入りましたので、およそ3,150万円ほどの差が生じております。

以上で説明を終わります。

○委員長（山口博个君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。39番、東寿一君。

○39番（東寿一君） 293ページの収入未済額ということでちょっと話を聞いていたら、ちょっとわからなかったけれども、今回の説明で受託金ということで、これは市場の掛け売りの精算だと、そういうふうに見て間違いがないでしょうと、そういうことでこのところで聞きたいのはこれが何年くらい先のものであるのか。今今回は、1月から3月までですけれども、その中なのか、その前なのかということと、あと一つ先般きのうの本会議で補正予算の関係で非常に市場のこれからのためだろうというような意識ばかり出てきたけれども、これからその辺もひとつ大変我々農家ですので、今ははっきり言って、きのうも話が出たように、生産者が直接販売、そしてまたさまざまな地元の直販という形で、非常に市場を通せば生活できないというふうな環境になっているというのは事実なのです。その事実を踏まえて、やはり今現時点で恐らく何かはいいのがあるはずだと。やはり何かは消費者に訴えるものあるはずではないかと。やり方によっては、考えられるのではないかなと、そういうふうなことを考えたものだから、今回ちょっと決算についての収入未済額を聞きながらということで、ひとつご説明を願います。

○委員長（山口博个君） 市場長。

○市場長（堀内誠悦君） お答えいたします。

収入未済額がいつごろ発生したのかについて、最初はお答えしたいと思います。平成11年度から滞っているものでございます。

それから、先ほど言いましたとおり、人数は1人でございます。

それから、きのういろんな売り上げの中で、なかなか厳しいという状況をお話ししましたけれども、その中でも昨年と今年の1月、3月で比較してみますと、1月、3月の売り上げだけで比較してみますと伸びているものも結構ございます。干しがキでございますけれども、およそ500万円ほど伸びています。それから、ネギも300万円ほど伸びております。そのほか例年ですとなかなかあれですけれども、春先の山菜とかというのも割合と七、八百万ほど売り上げがありまして、年々伸びているというふうに見ております。

以上でございます。

○委員長（山口博个君） ほかに質疑ありませんか。39番、東寿一君。

○39番（東寿一君） 今説明にございました未済額は11年ということだと、もうざっと7年を経過しているという形になって、普通これは農協のだと利息つけて取り上げておくのですけれども、恐らく利息はつけていないでしょうと。金融機関ではないから。ということで、これは、できれば1人であるのならば、何とか取る方法をきちっと考えないとどういうふうな手だてをしているのか、その辺をきっちり手だてがしてあるのなら、これは個人プライバシーの関係もあるものだから、教えられる範囲で教えてもらいたいなということと、今ちょこっと話聞いていると、カキ、それからネギ、または山菜類のということだと、私たち考えたことはカキと山菜系統に関しては無農薬でできるという形なのです。だから、私がよく言っているのは、これからはやはり消費者にこたえられる形の無農薬の野菜をつくと。それから、あと一つは、市場の皆さんが、市場にいてとっている皆さんがもう少しやはり販売対策ということを考えてもらわないと、何か話聞いていると八戸の業者に卸すために買っているという者もいるそうだとということも話聞いています。だから、そういうふうな形だと、どうしてもやはり伸びれないという形だと思います。その辺のニーズに合わせたような形の生産の仕方がある程度と言え、どこまで言っていいいかわからないけれども、リードをして、生産者とタイアップして、やはりそしてもうつくったものに対してはある程度価格を取れるような、そういう指導の仕方と販売の仕方を双方で考えてもらわないと、農業はだめだ、だめだというのは、これはもうやむを得ないもう少子化だから、しょうがないのだと、年とっているのだから、しょうがないのだと、これではやはり解決できないと、そう思うから、私はこうして今聞いています。できる限り、まず今の収入未済に対してご説明をお願いします。

○委員長（山口博个君） 市場長。

○市場長（堀内誠悦君） 収入未済額の対策についてご説明いたします。

4月以降、助役、それから元市場長、それから関係課長らに集まってもらいまして、どのような回収方法が一番いいかという検討会を2回ほど開催して、大まかな対策を考えております。それをもとに現在債務者と鋭意話し合いを続けているところでございます。

それから、もう一点の販売対策の方でございませけれども、年に1回生産者の方々と情報懇談会というのを開催しておりまして、そのときにでも鋭意いろんな情報を出してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（山口博个君） ほかに質疑ございませんか。39番、東寿一君。

○39番（東寿一君） 収入未済額、結構さまざま手を尽くしてやっているという話だけれども、きちっとした、やはり手続をしないと幾ら話ししても進まないというのが債権の取り立てだと思う。ちょっと債権の取り立てと言えば、失礼だかもしれないけれども、だから最後にきちっと手続上を踏んで、そして相手と交渉をして、きちりとやはり相手にもある程度のメリットのあるような形をするということは、私は大事だと思います。その辺、答弁するによかったらしてもいいし、もうしなくてもいいならばしなくてもいいということで、そういうことでひとつよろしく。

○委員長（山口博个君） 市場長。

○市場長（堀内誠悦君） できるだけ早く解決するように、債務者との話し合いを詰めて、期日
をある程度しっかりしまして対応してまいりたいというように思います。

以上でございます。

○委員長（山口博个君） ほかに質疑ございませんか。25番、川守田稔君。

○25番（川守田稔君） ポジティブ制度スタート以降の生産履歴の管理というのは、どういうふう
にしていますか。ちょっと教えてください。

○委員長（山口博个君） 市場長。

○市場長（堀内誠悦君） 生産履歴の管理でございますけれども、出荷者の皆さんからは適正な
農薬を使用しているという誓約書をいただいて、市場では販売に努めているということでござい
ます。

以上でございます。

○委員長（山口博个君） ほかにございませんか。12番、工藤幸子君。

○12番（工藤幸子君） きのう、きょうにかけて市場の関係の話が出て、受託品目の中でも価格が上昇しているの、あるいは下落しているもの、さまざまあると思うのですけれども、その要因が低下している要因の中に、例えば八戸の中央市場があるのですが、中央市場と取り扱いのパーセント、手数料、それが統一、まだされていないのですか。それとも、統一して7%状況、単独の7%でしょうか。その辺の比べです。

○委員長（山口博介君） 市場長。

○市場長（堀内誠悦君） 販売手数料のことでございますけれども、うちの方では野菜、果実合わせて、いずれも7%をいただいております。

それから、八戸さんの方は、率がうちの方と若干違って高くなっているようでございます。同じものもあるし、高くなっているものもあります。

○委員長（山口博介君） ほかに質疑ございませんか。17番、佐々木幹夫君。

○17番（佐々木幹夫君） きのうおとといから大変市場の問題が出て、私も聞き苦しいと言えませんが、聞くに大変参考になった意見もございます。ただ、私も合併する前、担当常任委員会の方を担当しておりまして、仲買人と懇親会等、お話し合いをした経緯がございます。私は、基本的に言えば、公設民営の市場運営の方がいいのではないかというような提案をした経緯もございます。ということは、いわゆる仲買の人たちが神田、先ほどちょっと東さんの方から出たのですが、いわゆる八戸の方の市場、あるいは直売所との関係、いろんなことがございます。そこで、いわゆる民営になると、仲買人の方々が集まって、組合つくって運営するとなれば、やっぱり積極的になる。真剣になる。それがいわゆる全国でも珍しい公設公営なわけです。私は、提案して公設民営でできないのかと、そういうようなことをしゃべった経緯がございます。ちょっと第三セクターでやってもらえばというような話あったのですが、第三セクターはだめですと、そんなことを話をした経緯がございます。これからの市場の運営に関しては、非常に先ほど言った直売所関係、あるいは農家の老人化となると、市場の運営は大変厳しくなります。これは、もう目に見えています。だから、これからの市場運営というのは、公設民営でいくか、あるいは廃止にするか、そこまで真剣に考えていかないと、これは大変なことになると思います。一般会計からの繰り出しは、ますますふえていく可能性があります。そういうようなことも踏まえたこれが

らの市場運営というものを考えていただきたいということで、答弁要りません。そのようにお願いします。

○委員長（山口博个君） ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○委員長（山口博个君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○委員長（山口博个君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（山口博个君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第155号は原案のとおり認定されました。

議案第156号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（山口博个君） 議案第156号、平成17年度南部町住宅用地造成事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。本案について説明を求めます。建設課長。

○建設課長（西野耕太郎君） それでは、議案第156号、平成17年度南部町住宅用地造成事業特別会計歳入歳出決算認定についてご説明いたします。

308ページをお開き願いたいと思います。歳入からご説明いたします。1款財産収入、1項財産運用収入、予算現額は1,000円、調定額516円、収入済額516円は、住宅用地管理等基金の利子516円であります。2項財産売払収入は、新町になった1月1日から今年3月31日までに法師岡と小沢田の宅地分譲の売り払いがなかったため、収入額はゼロであります。

3款諸収入、1項雑入は、予算現額354万6,000円、調定額354万6,122円で、収入済額も同額と

なっております。これは、福地村住宅用地事業特別会計からの決算余剰金であります。

以上のことから、歳入合計は、予算現額355万に対しまして、調定額は354万6,638円で、収入済額も同額で不納欠損額、収入未済額はゼロとなりました。

次に、支出についてご説明いたします。次のページをお開きください。1款総務費、1項総務管理費、予算現額9万円に対しまして、支出済額は6万2,290円、これは法師岡と小沢田の分譲地内にあります街灯の電気料金であります。

2款予備費、1項予備費、予算現額346万円に対しまして、支出済額はゼロであります。

以上のことから、歳出合計は、予算現額355万円に対しまして、支出済額は6万2,290円で、不用額は348万7,710円となりました。歳入歳出差し引き残額は348万4,348円となりましたが、なおこの特別会計は17年度で廃止となることから、18年度一般会計予算に繰り入れとなります。

以上で説明を終わります。

○委員長（山口博个君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○委員長（山口博个君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○委員長（山口博个君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（山口博个君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第156号は原案のとおり認定されました。

議案第157号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（山口博个君） 議案第157号、平成17年度南部町工業団地造成事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。本案について説明を求めます。商工観光課長。

○商工観光課長（有谷隆君） 議案第157号、平成17年度南部町工業団地造成事業特別会計歳入歳出決算認定についてご説明申し上げます。

次のページをお開きください。初めに、歳入からご説明申し上げます。歳入、2款1項の他会計繰入金、収入済額が62万6,000円、これは一般会計からの繰入金となっております。

次に、次のページをお開きください。歳出になります。総務費、総務管理費に3,183円の支出済額です。

それから、3款1項の旧福地村借入金返済金としまして62万2,647円と。歳出の合計が62万5,830円です。歳入の合計が62万6,000円ですので、差し引き、歳入歳出差額が170円となっております。

以上で説明を終わります。

○委員長（山口博个君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○委員長（山口博个君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○委員長（山口博个君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（山口博个君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第157号は原案のとおり認定されました。

議案第158号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（山口博个君） 議案第158号、平成17年度南部町介護老人保健施設特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。本案について説明を求めます。老健なんぶ事務長。

○老健なんぶ事務長（佐々木利文君） それでは、議案第158号、平成17年度南部町介護老人保健施設特別会計歳入歳出決算についてご説明いたします。

334ページをお開きください。歳入の合計でございますが、収入済額1億2,374万3,068円でございます。

次の336ページ、337ページをごらんいただきます。歳出の支出済額でございますが、1億1,976万1,821円で、差引額の398万1,247円につきましては18年度に繰り越すものでございます。

歳入の主なものについてご説明いたします。338ページ、339ページをごらんいただきます。まず、歳入の1款サービス収入ですが、1項介護給付費、1目施設介護サービス費は国保連レセプト請求分であり、月おくれにより合併後、11月分からの収入分で、収入済額は9,756万7,943円です。この内訳につきましては、長期の利用者が延べ9,654人で1日平均63.9人の入所です。サービス費収入は、8,889万8,568円、短期利用者数は延べの532人で1日平均1.3人、サービス費は172万449円、通所利用者数は延べ2,655人、1日平均10.5人で、サービス費は694万8,926円になっております。

次に、2款分担金及び負担金、1項負担金は、利用者の利用料でございます。収入済額は2,145万6,372円です。1目負担金、1節入所利用料は長期利用者と短期利用者の利用分で2,032万5,982円です。2節通所利用分は113万390円です。

次に、3款使用料及び手数料、1項使用料、2節施設使用料144万4,193円は、公有財産使用料で南部病院に貸与している土地使用料及びエレベーター、浄化槽、消火設備、受水設備、オイルタンク等の共用施設分について持ち分負担いただいているものでございます。2項手数料については、19万400円で利用者の床屋代でございます。

4款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金は、一般会計からの繰入金で300万円を繰り入れしたものでございます。

5款諸収入、1項収入、2目雑入8万4,160円につきましては、消費税及び主治医意見料などでございます。

次に、歳出についてご説明いたします。340ページ、341ページをごらんいただきます。1款総

務費、1項総務管理費は8,076万1,742円です。1目一般管理費は6,064万1,185円です。1節報酬420万円については、非常勤の医師の報酬分です。なお、4月1日からは、町の職員になってございます。2節給料から3節職員手当等、4節共済費については、一般職員24人分の給料に関するものでございます。7節賃金は、臨時職員17名分の賃金787万1,728円です。11節需用費については、支出済額231万5,913円ですが、主なものは光熱水費139万5,185円、その他は施設の修繕並びに消耗品でございます。13節委託料につきましては、清掃業務、給湯業務委託、エレベーターの維持の管理、浄化槽の維持管理、電気保安業務の保守点検など719万4,076円です。14節使用料及び賃借料には610万3,516円ですが、主なものは南部病院と共用し、借用している厨房施設、機械等の関係で持ち分により負担しているものでございます。そのほか19節負担金補助及び交付金については、職員の退職手当組合への負担金でございます。2目療養費は、341ページの需用費でございます。610万3,516円ですが、主なものは消耗品258万9,167円ですが、介護の日用品などでおむつ代が主でございます。

次のページをごらんいただきます。医薬材料費が351万6,198円です。13節委託料は1,297万4,095円ですが、給食業務委託料が主なものでございます。14節使用料及び賃借料は、寝具等の賃借料で104万1,097円です。

2款公債費につきましては、平成3年に施設建設のため借り入れし、平成32年度まで償還することになっている償還金で、下期分の支払いとして元金1,138万8,978円、利子が1,977万825円、合わせて3,115万9,803円です。

3款諸支出金、1項旧南部町借入金返済金、1目返済金でございますが、784万276円は合併時にサービス収入が月おくれのため財源不足が生じたことにより、旧南部町との会計間における繰りかえ流用を行ったための返済金でございます。

以上で説明を終わります。

○委員長（山口博个君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。35番、佐々木元作君。

○35番（佐々木元作君） いろいろ老人の介護保険の改正等がありまして、若干といえど負担金の引き上げ等が見られるわけですけれども、そのことにおいて入居者と申しますか、お世話になる方々の動きがどのような反応があるのか、1点お伺い申し上げたい。

それから、昨日のにもありましたが、いわゆる隣接する南部病院さん方の駐車料金の収入も今

回の施設の一部供用賃貸料みたいなことも収入に入っているわけですが、ご承知のように、地域医療の南部地区においてはやはり整合性というか、その役割が大変大きなものも個人病院とはいえあるかと思えます。そのような中で、どんどん個人開業医の経営的な内容も苦しいような中で、撤収なんてことはあり得ないとは思いますが、今後十分そういう配慮的なものも南部町としては考える必要があるかと思えますが、町長でも結構ですし、今後の取り組みについてちょっとお伺いしたいわけですが、答弁をお願いします。

○委員長（山口博个君） 町長。

○町長（工藤祐直君） 南部病院さんにつきましては、規模拡大を図りながら地域住民のために個人というより民間企業として大きな役目を果たしている病院だと、こう思っております。それと、いわゆる町立病院もあるわけですし、そういう部分でしっかりと連携をとりながら地域住民が安心して、まず医療にかかることができると、こういう体制は連携をとりながら取り組んでまいりたいと、こう思っております。

○委員長（山口博个君） ほかに質疑ございませんか。

○35番（佐々木元作君） 1点の方。

○委員長（山口博个君） 老健なんぶ事務長。

○老健なんぶ事務長（佐々木利文君） 第1点の負担金の引き上げによって、増減が見られるかという点について、若干資料に基づいてご説明したいと思います。

まず、年間の利用数でございますが、16年度と17年度、年度を比較してみましたところ1年間の長期の利用者が2万2,642人、これが17年度です。16年度がちなみに2万2,426人ということで、延べ数で216人伸びているということでございます。また、短期の方が逆に全体で645人の利用者にあって、16年度が854人ということで209人短期の方で減になっております。総体的に利用している者については、一応7名の増ということで、まず総体的には16年度と17年度、11月以降に食事費が上がってもさほど変わりがないと。ですから、逆にいきますと、当初の10月から居住費が自己負担になった時点のときは若干目減りはしたのですけれども、どうしても介護度、家庭でや

れるという見通しが無理なような状況になっておりますので、値段にかかわらず利用する方がふえておるし、また待機者も十分あるということで思っていますので、よろしくをお願いします。

○委員長（山口博个君） ほかに質疑ございませんか。ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○委員長（山口博个君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありますか。

（「討論なし」の声あり）

○委員長（山口博个君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（山口博个君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第158号は原案のとおり認定されました。

議案第159号から議案第162号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（山口博个君） お諮りいたします。

この際、議案第159号から議案第162号までを一括議題といたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（山口博个君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第159号、平成17年度南部町大字上名久井財産区特別会計歳入歳出決算認定について、議案第160号、平成17年度南部町大字平財産区特別会計歳入歳出決算認定について、議案第161号、平成17年度南部町大字平字下平外14字財産区特別会計歳入歳出決算認定について、議案第162号、平成17年度南部町大字下名久井字田端外17字財産区特別会計歳入歳出決算認定につ

いて、以上議案4件を一括議題といたします。

本案について説明を求めます。名川総合サービス課長。

○名川総合サービス課長（田村淑延君） それでは、議案第159号、平成17年度南部町大字上名久井財産区特別会計歳入歳出決算についてご説明いたします。

348ページの歳入からでございます。1款県支出金であります。予算現額8万円に對しまして調定額、収入済額とも39万3,453円でございます。これは、造林事業の県補助金でございます。

2款財産収入、予算現額254万9,000円で、調定額、収入済額とも253万9,291円でございますが、これは土地貸付収入で南部町に貸し付けをしているものでございます。

3款諸収入、予算現額1,000円に對して、調定額、収入済額とも2,764万2,357円ですが、これは旧町村の決算剰余金でございます。歳入合計、予算現額263万円に對しまして、調定額、収入済額とも3,057万5,101円あります。

次のページですが、歳出1款総務費ですが、予算現額121万5,000円、支出済額16万6,845円でございますが、これは森林火災保険料と会長交際費でございます。

2款財産費、3款予備費はありませんで、歳出合計、予算現額263万円、支出済額16万6,845円で、予算執行率6.3%、歳入歳出差し引き3,040万8,256円の残であります。これは、18年度に繰り入れるものでございます。

引き続き、議案第160号、平成17年度南部町大字平財産区特別会計歳入歳出決算についてご説明いたします。360ページの歳入からでございます。1款県支出金であります。予算現額3万5,000円に對しまして、調定額、収入済額とも5万3,167円ですが、造林事業県補助金でございます。

2款財産収入、予算現額223万5,000円に對しまして、調定額、収入済額とも480万100円でございますが、これは不動産払収入で8町歩を売ったものでございます。

3款諸収入、予算現額1,000円に對しまして、調定額、収入済額とも61万2,412円でございますが、これは旧町村の決算剰余金でございます。歳入合計予算額227万1,000円に對しまして、調定額、収入済額とも546万6,179円あります。

次のページですが、歳出、1款総務費ですが、予算現額158万5,000円、支出済額89万8,988円ですが、これは委員報酬4人分と研修会参加費用でございます。

2款財産費、3款諸支出金、4款予備費はありませんで、歳出合計、予算現額227万1,000円、支出済額89万8,988円で予算執行率39.6%と、歳入歳出差し引き456万7,191円の残であります。

これは18年度に繰り入れるものでございます。

引き続き、議案第161号、平成17年度南部町大字平字下平外14字財産区特別会計歳入歳出決算についてご説明いたします。374ページの歳入からでございます。1款県支出金であります、予算現額25万3,000円に対しまして、調定額、収入済額とも87万4,751円でございますが、これは造林事業県補助金でございます。

2款財産収入、予算現額145万円に対しまして、調定額、収入済額とも145万1,670円ですが、これは土地貸付収入でございまして、南部町まべち農協分でございます。

3款諸収入、予算現額211万6,000円に対しまして、調定額、収入済額とも1,696万4,235円でございますが、旧町村の決算剰余金でございます。歳入合計、予算現額381万9,000円に対しまして、調定額、収入済額とも1,929万656円であります。

次のページですが、歳出、1款総務費ですが、予算現額173万9,000円、支出済額30万2,757円でございますが、これは森林火災保険料と修繕料でございます。

2款財産費、予算現額158万円に対して、支出済額136万1,430円でございますが、これは間伐、刈り払い等の工事費でございます。予備費はありませんで、歳出合計予算額が381万9,000円、支出済額166万4,187円で、予算執行率43.6%、歳入歳出1,762万6,469円の残であります。18年度に繰り越すものでございます。

引き続き、議案第162号、平成17年度南部町大字下名久井字田端外17財産区特別会計歳入歳出決算についてご説明いたします。386ページの歳入からでございます。1款県支出金であります、予算現額40万2,000円に対しまして、調定額、収入済額とも118万3,266円でございますが、これは造林事業の県補助金でございます。

2款財産収入、予算現額40万円に対して、調定額、収入済額とも40万5,900円でございますが、これは3町歩の土地貸付収入でございます。

3款諸収入、予算現額471万3,000円に対しまして、調定額、収入済額とも4,068万7,626円でございます。歳入合計、予算現額551万5,000円に対しまして、調定額、収入済額とも4,227万6,792円であります。

次のページですが、歳出、1款総務費ですが、予算現額312万1,000円、支出済額104万1,837円ですが、これは土地改良事業の負担金でございます。

2款財産費予備費、2款財産費。

○委員長（山口博介君） ゆっくりやってください。

○名川総合サービス課長（田村淑延君） 予算現額160万4,000円に対しまして、支出済額148万7,430円ですが、これは間伐、刈り払い等の工事費でございます。

3款予備費はありません。歳出合計、予算現額551万5,000円、支出済額252万9,267円で、予算執行率45.9%で、歳入歳出3,974万7,525円の残であります。18年度に繰り越すものでございます。

以上をもちまして、4財産区の説明を終わります。

○委員長（山口博个君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。42番、野田清八君。

○42番（野田清八君） ただいま説明をいただきましたが、私は議案第160号の大字平財産区のことにつきまして質問というか、ご要望をしておきたいと思えます。

旧名川時代にもたまたま要望しておったのでございますが、というのはただいま説明があったとおり、大字平財産区の場合、毎年何町歩なりの土地を売却しなければ財産区の運営が成り立たないような状態にもなっているわけでございます。

そこで、この新生南部町となったことにおいて、スタッフも多くなりましたし、運営スタッフも多くなりました、行政スタッフも。何らか策なるものを知恵を絞っていただいて、最善のことをお考えいただくようお願いしたいと思います。このままでありますと、近々のうちに、もう財産区が破綻する、そんな状態にございますので、何とぞよろしく願いをいたします。

○委員長（山口博个君） 答弁はありませんか。

○42番（野田清八君） 町長、何かあったら一言。

○委員長（山口博个君） 町長。

○町長（工藤祐直君） 大字平財産区の財政状況、非常に厳しいというのを認識してございます。それぞれの財産区も厳しいのですが、特に大字平財産区、毎年売買をしながら何とか保っているということでございますけれども、財産区の部分に行政から支援というのもまた難しい部分

あるわけですが、財産区の方々と意見を交換し合いながら行政としてでき得る部分があるのであれば、これは金銭面にかかわらずご協力を申し上げしながら取り組んでいきたいと思っておりますので、どうぞ問題点等があれば、担当課の方を含めながら相談にいただければと、こう思っておりますので、よろしくお願いを申し上げたいと思っております。

○委員長（山口博个君） ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○委員長（山口博个君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○委員長（山口博个君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（山口博个君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第159号から議案第162号は原案のとおり認定されました。

.....

議案第163号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（山口博个君） 議案第163号、平成17年度南部町大平財産区特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。本案について説明を求めます。総務課長。

○総務課長（坂本勝二君） 議案第163号、平成17年度南部町大平財産区特別会計歳入歳出決算認定について説明申し上げます。

次のページをお願いします。1款財産収入、収入済額で申し上げます。36万円、これは土地の貸付収入です。

2款諸収入、1項雑入ですけれども、56万2,449円ですが、旧町村の決算剰余金を入れたもの

であります。合計ですが、92万2,449円の収入済額です。

次のページをお願いします。歳出、1款管理会費ですが、7万3,800円、これは委員の報酬と会議費用でございます。

2款農林水産業費ですが、9万720円。間伐作業の委託料です。支出の合計ですけれども、16万4,520円です。歳入歳出残額75万7,929円になりますが、これは18年度へ繰り越しをするものであります。

以上です。

○委員長（山口博个君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○委員長（山口博个君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○委員長（山口博个君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（山口博个君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第163号は原案のとおり認定されました。

閉会の宣告

○委員長（山口博个君） 以上で本委員会に付託されました議案の審査は全部終了いたしました。

閉会に当たり、一言ごあいさつ申し上げます。9月8日に付託されました平成17年度南部町各会計歳入歳出決算認定につきまして、委員各位には長時間にわたり終始熱心なご審査を賜りまして、厚く御礼申し上げます。また、町長初め、監査委員、担当課長の皆様には、審査の円滑な運

営にご協力をいただきまして、ここに改めて御礼申し上げる次第であります。本委員会の日程は、全部終了したわけでありましたが、その間ふなれな私に対し、お与えいただきました温かいご指導、ご協力に対し、感謝いたしますとともに、多々ご迷惑をおかけしたことにつきましては、深くおわび申し上げ、まことに簡単ではございますが、佐々木副委員長ともどもごあいさつにかえさせていただきます。

これをもって決算特別委員会を閉会いたします。まことにご苦労さまでした。

(午後3時28分)

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

決算特別委員会委員長 山口 博介